

## 181 高等試験令に付請願

〔大正十二年六月〕

(注記1) (注記2)  
大正十二年六月二十二日 内閣書記官長花押内閣書記官印 (下条別府長谷川船田)

内閣總理大臣  
外務大臣花押 (内田) (加藤)  
大蔵大臣花押 (市来)  
海軍大臣花押 (加藤)  
文部大臣花押 (鍋田)  
通信大臣花押 (前田)  
農商務大臣花押 (荒井)  
鐵道大臣 (岡野)

(注記3)  
内務大臣花押 (水野)  
陸軍大臣花押 (山梨)  
司法大臣花押 (岡野)  
農商務大臣花押 (荒井)  
鐵道大臣 (前田)

別紙衆議院送付高等試験令ニ関スル請願ノ要旨ハ人材登用ノ途ヲ拡ムル為

一 高等試験ノ受験資格制限並ニ予備試験ノ制ヲ廃止スルコト

二 高等試験ノ筆記試験合格ノ効力ヲ永久ニ留保スルコト  
ノ制ヲ設ケムコトヲ請フニ在リ

按スルニ右一ノ点ニ付テハ高等試験ノ合格者タルヘキ者ハ専門ノ學識及能力ノ外奏任文官外交官領事官判檢事弁護士ノ地位ニ必要ナル普通ノ學識ヲモ有スルヲ要スルハ高等試験制度ノ趣旨ニ照シ当然ノコトタリ從テ其ノ普通ノ學識ヲ有スルヤ否ヤヲ判定スル為受験資格ノ制限及予備試験ノ制ヲ設ケルハ理由アル制度ナリトス故ニ此ノ制ヲ廢セムトスル請願ノ趣旨ハ適當ニ非スト考フ

右二ノ点ニ付テハ本試験ノ筆記試験ハ口述試験ト密接ニ結合シテ受験者ノ學識能力ヲ判定スルノ方法タリ故ニ著シク時ヲ異ニ

シテ二試験ヲ行フハ妥当ナル判定ヲ行フ所以ニ非ス依テ筆記試験合格者ニ対シ翌年ニ限り其科ノ筆記試験ヲ免スル現行ノ制ヲ拡張シテ筆記試験合格ノ効力ヲ永久ニ留保セムトスル請願ノ趣旨ハ適當ニ非スト考フ

右ノ如クナルヲ以テ本請願ノ趣旨ハ之ヲ採用セサルコトト閣議決定セラレ可然ト認ム

〔参考・朱書〕

### 高等試験令(大正七年一月勅令第七号)

第一条 奏任文官ノ任用資格試験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八条ノ試験ハ高等試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二条 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三条 左ノ各号ノ一二該當スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 高等試験ヲ分チテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得ス

第五条 予備試験ハ受験者本試験ヲ受クルコトヲ得ス  
スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

### 第六条 予備試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ

外国语試験ハ英語、仏語及獨語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依リ他ノ外国语ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

### 第七条 予備試験ヲ受ケムトスル者ハ中学校ヲ卒業シタル者、

文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シ之ト同等以上ノ学歴ヲ有ス定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八条 高等学校大学予科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

第九条 本試験ハ受験者学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之ヲ実務ニ應用スルノ能力アルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十一条 本試験ヲ分チテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得ス

第十二条 本試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十三条 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

セ試験スルコトアルヘシ

- 一 行政法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 財政学

- 六 経済学
- 七 商業史
- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 財政学
- 五 財政学
- 六 商業学
- 七 商業史

以上ノ科目ハ必須トス

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十五条 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十四条 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 憲法
- 二 国際公法
- 三 国際私法
- 四 刑法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑事訴訟法
- 七 国際私法

以上ノ科目ハ必須トス

- 一 行政法
- 二 国際公法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

- 一 経済学
- 二 外交史

- 一 外国語
- 二 外国語

以上ノ科目ハ必須トス

外国语ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種  
ヲ選択セシム

受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外国语ノ外他ノ外国语ヲ併

第十六条 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ  
科ノ筆記試験ヲ免ス

第十七条 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験

セサリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十八条 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十九条 高等試験ノ合格者ニハ合格証書ヲ付与ス

第二十条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ閲スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

試験合格決定後発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十一条 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ本試験ノ一科ニ付十円ヲ納ムヘシ

第二十二条 高等試験ニ閲スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

#### 附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス文官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第三十九号中第五十七条乃至第五十九条第六十二条及第六十五条ノ改正規定、大正三年法律第四十号並本令中司法科試験ニ閲スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(請願特別報告第三二三号)

#### 意見書

請願文書表第一四二八号

高等試験令ニ閲スル請願

横浜市福富町二丁目四十六番地

鈴木文吾方真板俊三外三十九名呈出（紹介議員鈴木隆君外二名）

同 第一四二九号

同 上 東京府南足立郡北千住町四ノ六十一山本方原俊

雄外八名呈出（紹介議員永井柳太郎君外一名）

同 第一四三〇号

同 上 東京市麹町区三番町六十五番地大塚方飯山信外

三十九名呈出（紹介議員植原悦一郎外一名）

同 第一四三一号

内閣総理大臣男爵 加藤友三郎殿

衆議院書記官長 寺田 榮 印

(注記4)

第一四三一号

(表紙)  
(注記5)

請願人 牧野賤男

外三三四名

高等試験令ニ閲スル請願書

紹介議員 横山勝太郎

（注記6）

請願書

謹而衆議院議長〔奥繁三郎〕〔柏谷義三〕閣下ニ請願ス  
(抹消)  
(加筆)

抑試験ハ人材登庸ノ原則ニシテ人材登庸ノ如何ハ直ニ国家ノ盛衰ニ閲スル重要問題ナリ、而シテ高等試験令中大正七年ヨリ実施セラレタル行政科外交科試験ニ閲スル規定並ニ本年三月一日ヨリ実施セラレムトスル司法科試験ニ閲スル規定ハ時代ノ趨勢ヲ無視シ國家ノ人材ヲ登庸スル途ニ非サルモノニシ

テ之力改正ハ実ニ刻下ノ急務ナリト信ス、今茲ニ高等試験令ニ於ケル欠陥ヲ指摘セントス、即第七条ニ於イテ不合理ナル受験資格ヲ構ヘ人材登庸ノ門戸ヲ閉鎖スルハ其ノ一ナリ、本試験ノ前提トシテ予備試験ヲ課シ外国语ノ如キヲ検定スルハ時代ノ趨ク所ヲ知ラサルモノニシテ青年ノ精力ヲ徒ニ消耗セシムルモノ其ノ二ナリ、第七、八条ノ適用ヲ文部大臣ニ委任シ法令ノ主旨不徹底ニシテ下級官庁ノ認定ヲ誤ラシムルハ其ノ三ナリ、本試験筆記合格ノ効力ヲ翌年ニ限りタルハ理論上ノ根拠ヲ欠クモノ其ノ四ナリ、之ヲ社会ノ實際上ヨリ觀ルモノ産階級以下ノ子弟ハ如何ニ優秀ナリト雖資格試験及予備試験ニ其ノ門戸ヲ閉鎖サレ其ノ経済能力ノ範囲内ニ於イテハ遂ニ高等試験ニ進ム能ハス、如斯ハ試験制度本来ノ主旨ニ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ非サルナリ。

茲ニ於イテ請願人等門戸開放人材登庸ノ主張ニ立脚シ之力改正ヲ求ムト雖、未其ノ実現ヲ見ス國家ノ為憂慮ニ堪ヘサル所ナリ。

顧レハ第三十七〔回〕帝国議会ニ於イテ高等試験法案ノ提出セ

ラル、ヤ衆議院ハ克時代ノ趨勢ト輿論ノ嚮フ所ヲ察シ満場一致ヲ以テ之ニ協賛ヲ与ヘタリ、然ルニ貴族院ニ於イテ会期切迫ノ為協賛ノ運ニ到ラサリキ。

抑立憲国ニ於イテハ法規ノ制定ハ法律ニ拠ルヲ原則トス、然ルニ由來試験規則ヲ命令ヲ以テスル所以ノモノハ其ノ意蓋改正ノ便ナル命令ニ依リテ克社会ノ実情ニ適応セシメンカ為ナリ、然ルニ今日命令ヲ以テシテハ却テ輿論公議ノ要求ヲ満ス

ヲ得ストセハ立法府ハ亟ニ自ラ制定ノ任ニ膺ラサルヘカラス仰キ願クハ請願人等ノ苦衷ヲ察シ今期議会ニ於イテ議会自ラ高等試験法案ヲ立案シ及政府ニ建議シテ其ノ反省ヲ促シ以テ時〔抹消〕〔加筆〕ヲ救濟セラレンコトヲ、是ニ於イテ請願人等主張ノ二大綱領ヲ掲ケテ閣下ニ訴フ。

一、高等試験ノ受験資格制限並ニ予備試験ハ之ヲ撤廃スルコト。

二、高等試験ノ筆記試験合格ノ効力ハ之ヲ永久ニ留保スルコト。

之ヲ要スルニ本請願ハ現行高等試験令ヲ廃止シ新ニ高等試験法ヲ制定スルカ又ハ現行高等試験令第四条乃至第八条ヲ削除シ及第十六、十七条ヲ改正スルニ依リテ之ヲ貫徹スルコトヲ得ヘシ

右及請願候也

大正拾弐年弐月十七日

右請願人

東京市京橋区山下町一番地

平民弁護士 牧野賤男 ㊞

戸主 明治八年二月廿六日生

東京市四谷区簞笥町五十四番地

戸主平民 受験生 小林義三 ㊞

明治二十二年十月二十五日生

東京市神田区猿楽町二丁目九番地  
士族

神田区会議員 日下部三之介 印

安政三年十二年廿七日生

東京市芝区高輪南町二十七番地  
山口県平民戸主

東京市麹町区富士見町武丁目参拾弐番地

戸主

平民弁護士 宮澤武七 印

明治七年三月十二日生

東京市牛込区榎町十二番地  
佐賀県平民戸主福治郎長男

東京市下谷区金杉上町八十八番地

戸主平民出版業 大野敬吉 印

明治廿年一月拾參日生

東京府下大崎町谷山二一〇番地  
宮城県平民栄五郎長男

東京市京橋区加賀町壱番地  
戸主平民弁護士

原木莊治 印

明治拾七年八月六日生

東京府下南千住町字千住南五番地  
神奈川県平民戸主剛五男

平民戸主 受験生

蟹江昭治 印

明治式拾六年四月拾九日生  
東京市芝区新桜田町十九番地 平民

受験生 檀 清 印  
東京府平民戸主

受験生 指田抱光 印

明治二十六年十一月十日生  
東京市浅草区山谷町七拾六番地

東京府平民戸主

受験生 池澤誠一 印

明治二十四年十二月二十五日生

東京市芝区高輪南町二十七番地

受験生 内藤龜之介 印

明治十四年三月四日生

東京市牛込区榎町十二番地

受験生 高木健助 印

明治三十三年十月廿八日生

東京府下大崎町谷山二一〇番地  
宮城県平民栄五郎長男

受験生 和泉榮一 印

明治二十八年一月四日生

牛込区榎町三十三番地

神奈川県平民戸主剛五男

受験生 山崎止一 印

明治三十年四月二十五日生

東京府代々幡町代々木四五五

埼玉県平民戸主

受験生 满尾叶 印

明治三十七年三月二日生  
東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町五〇六

東京市四谷区左門町九十六

山形県平民戸主半七次男

受験生 三浦兵七 ㊞

明治三十一年八月二十五日生

東京市四谷区坂町三番地

静岡県平民戸主

受験生 宮崎 剛 ㊞

明治二十八月五日生

東京府下王子町上十条一五二二、

新潟県平民戸主

受験生 中村敏雄 ㊞

明治廿八年一月八日生

東京府下王子町上十条一、五〇九

岡山県平民戸主

受験生 中塚郁重 ㊞

明治廿九年九月一日生

東京市本所区押上町二一五、

群馬県平民〔加筆戸主〕市三朗〔抹消三男〕〔加筆弟〕

受験生 松本 好 ㊞

明治廿四年九月十七日生

東京市神田区多町一丁目六番地

石川県平民戸主

受験生 吉村孫一 ㊞

明治二十年二月十九日生

東京市深川区西平野町一番地ヘノ三

石川県平民戸主八太郎長男

受験生 杉本興吉 ㊞

明治三十一年六月二十五日生

東京市小石川区大塚窪町廿四番地百参考号

茨城県平民戸主

受験生 古田玉三郎 ㊞

明治廿年拾弐月七日生

東京市本郷区駒込坂下町百拾参

高橋鍊次郎方

愛知県平民戸主

受験生 堀場直一 ㊞

明治二十九年六月十日生

東京市牛込区市ヶ谷富久町一二八番地

平民 受験生 松永弘人 ㊞

明治廿六年一月十八日生

東京市牛込区市ヶ谷富久町一二八

士族 受験生 増田正穏 ㊞

明治廿六年五月六日生

東京市神田区南甲賀町八番地

平塚元方

北海道平民戸主

受験生 小泉喜平 ㊞

明治廿七年六月十二日生

東京府下瀧ノ川中里九十八番地

平民

千葉県平民戸主 矢生房治郎

法学生 山中隆平

明治廿三年四月二日生

横浜市西戸部町御所山百八拾六番地

神奈川県平民受験生 飛鳥田喜一

明治式拾參年十一月八日生

東京市京橋区南新堀一丁目拾四番地

香川県平民受験生

明治廿參年十二月十四日生

多田羅角太郎

東京市外西巣鴨町字向原三四二四藏田方平民

受験生 滝 國市

明治三十年九月廿八日生

福島県平民 田村政次

東京市四谷区番衆町三十五番地

受験生 下田廣海

明治二十一年七月二十七日生

受験生 静岡県平民 和久田信太郎

明治十八年三月一日生

受験生 東京府下淀橋町角筈六百六十四番地戸主林三郎長男

明治廿八年八月四日生

受験生 東京市四谷区谷町一丁目四拾參番地

埼玉県平民戸主

受験生 草間幸作

明治卅三年八月四日生

東京市芝区高輪北町二四

千葉県平民戸主 矢生房治郎

受験生 矢生倫司

明治廿七年八月十二日生

東京市本所区長岡町四三

茨城県平民受験生

戸主 飯塚治三郎

明治廿年七月二日生

東京市神田区関口町二番地

栃木県平民戸主定吉弟

受験生 柳田貞吉

明治廿式年三月拾五日生

東京市浅草区田原町一丁目十七番地

鹿児島士族戸主賢心弟

受験生 下田廣海

明治三十六年三月十二日生

東京市神田区錦町三丁目七番地

受験生 加茂孝平

明治廿五年四月廿六日生

東京市赤坂区表町壹丁目三番地

受験生 熊本県平民戸主

受験生 谷口熊記

明治二十年五月六日生

福島県若松市博勞町四三、

中沢勝太郎方

和歌山県平民 受験生

平民受験生 佐瀬庄蔵 (押印)

明治廿八年三月五日生

(印)

桑原秀次郎 (印)

東京市神田区小川町壱番地 常盤館方

東京市芝区高輪南町四六

広島県平民戸主

馬渡泰雄方

平民受験生 高木文朗 (印)

明治卅二年三月十日生

(印)

東京市四谷区坂町三六宮野方

(印)

平民受験生

小澤佐重喜 (印)

明治三十三年九月廿五日生

(印)

東京小石川区大塚坂下町一九八

平民 受験生 木谷順一 (印)

(印)

東京市牛込区矢来町三番地

明治卅一年一月六日生

士族 受験生

高橋正衛 (印)

尹 元碩 (印)

(印)

明治貳拾年九月貳日生

(印)

東京市本郷区台町八番地

明治二拾九年十一月十五日生

(印)

東京市下谷区入谷町一七

(印)

平民 受験生

平民 受験生 湯川高助 (印)

(印)

明治拾七年一月五日生

(印)

東京市本郷区湯島三組町八十番地

明治廿五年三月十七日生

(印)

平民 受験生

野町康正 (印)

(印)

明治廿六年五月十二日生

(印)

東京市神田区末広町十番地

東京市麹町区上六番町二五水府館内

平民受験生 甘利佳雄 ㊞

明治卅二年八月廿四日生

東京府下西巢鴨町向原三四一一

東京府下南千住町三輪八九

平民 信太雄三 ㊞

明治二十年八月十四日生

東京府下石川区水道端町一ノ三七

東京市神田区三崎町三ノ一

学生平民 松崎拾郎 ㊞

(マニ) 二十四年九月二十六日生

東京市浅草区千束町二丁目四百三番地  
平民受験生 伊能萬美 ㊞

明治廿六年五月生

東京市深川区東森下町五八

原島福太郎方

平民 受験生 菊池富一 ㊞

明治二十四年十月十八日生

東京市牛込区原町一ノ五六片岡方  
平民受験生 小畠堅次郎 ㊞

明治二十二年十二月十八日生

野島富藏方

平民 受験生 原勝一 ㊞

明治二十七年八月五日生

栃木県塩谷郡泉村大字山田三百三十番地  
士族受験生 伊東恭介 ㊞

明治二十八年十一月廿一日

東京市本所区緑町一ノ二六

平民 受験生 藤野武八郎 ㊞

明治十八年九月廿二日生

本所区緑町三丁目四十七番地  
平民受験生 大久保久次郎 ㊞

明治三十二年五月廿日生

士族 受験生 城森 弘 ㊞

(自署)  
明治三十二年五月廿日生

北海道北見国常呂郡野付生町大通東三丁目

平民 受験生 植松作丸 ㊞

平民 受験生 土屋萬太郎 ㊞

明治九年一月四日生

東京市小石川区水道端町一ノ三七

士族受験生 竹内茂 ㊞

明治廿六年五月生

東京市浅草区千束町二丁目四百三番地  
平民受験生 伊能萬美 ㊞

明治六年九月廿日生

東京市深川区東森下町五八

原島福太郎方

平民 受験生 菊池富一 ㊞

明治二十四年十月十八日生

東京市本所区松代町一ノ二二

野島富藏方

平民 受験生 原勝一 ㊞

明治二十七年八月五日生

東京市本所区緑町一ノ二六

平民 受験生 藤野武八郎 ㊞

明治十八年九月廿二日生

本所区緑町三丁目四十七番地  
平民受験生 大久保久次郎 ㊞

明治二十三年二月生

士族 受験生 城森 弘 ㊞

(自署)  
明治二十三年二月生

浅草区福井町二丁目堺番地  
平民受験生 高橋丈助 ㊞

明治二十九年五月二十一日生

東京市本郷区根津宮永町二三

平民受験生 藤谷元泉 ㊞

士族戸主 近六孫 学生

明治三十一年四月五日生

東京市本所区柳島元町一七三、

平民受験生 飯坂千代吉 ㊞

明治卅二年十一月八日生  
東京府荏原郡大井町一〇八九

東京府荏原郡目黒町大字上目黒第百五拾六番地

平民受験生 山本棟一 ㊞

明治十五年十月一日生  
東京市麻布区新横尾町一ノ一二二

東京市外下渋谷千八百六番地柳澤義繼方

平民戸主重三郎弟 受験生

田島菊次 ㊞

明治参拾四年六月拾八日生  
東京市麻布区六本木町一番地

平民戸主數之助三男受験生

齋藤静三 ㊞

明治三十一年十一月二十七日生  
東京市浅草区田島町二十番地

平民戸主治郎吉弟

受験生 奥田三之助 ㊞

明治三十一年四月一日生  
東京市芝区西久保巴町一

東京府淀橋町角筈一四二

平民戸主 受験生 牛込佐平次 ㊞

受験生 戸泉四一 ㊞

明治十年二月廿日生

齊藤雄治 ㊞

岩本作蔵 ㊞

平民 受験生

福川清水 ㊞

平民戸主才太郎弟

受験生 上山太左久 ㊞

明治二十八年八月一日生  
東京市麻布区市兵衛町二ノ一三

士族戸主

受験生 上山太左久 ㊞

明治卅年四月十九日(ママ)  
東京市麻布区市兵衛町二ノ八四

平民戸主義行長男

受験生 木口章一 ㊞

明治三十五年四月十四日生  
東京市芝区西久保巴町一

平民戸主周藏四男

受験生 戸泉四一 ㊞

明治二十七年九月十一日生

東京市芝区西久保巴町一

平民戸主

受験生 村上常治

明治三十一年五月一日生  
(印)

東京市牛込区矢来町三番地山里六三号

平民戸主

受験生 伊東堯四郎

(印)

明治三十三年一月三日生

東京市小石川区表町四拾八番地 榎館

平民戸主柳吉長男 受験生

山内暉雄

(印)

明治参拾弐年七月参拾日生

東京市小石川区表町四拾八番地 榎館

平民戸主善四郎弟 受験生

徳原義三

(印)

明治二十四年二月二十五日生

東京市小石川区表町四拾八番地 榎館

平民戸主 受験生

上田啓次

(印)

明治二十八年十二月十五日生

東京市小石川区表町四八 榎館

平民戸主助次郎次男受験生 木村慎治郎

(印)

明治二十八年五月生

東京市小石川区表町四拾八番地 榎館

平民戸主松治郎長男 受験生

宮崎鉢太郎

(印)

東京市四谷区塩町三丁目五十二番地

士族戸主時雄長男 学生

高濱眞琴

(印)

明治三十四年三月九日生

横浜市青木町七百三十一番地

士族重一弟

受験生 穂積修

(印)

明治二十五年十二月十七日

東京市芝区愛宕下町四丁目一番地

士族戸主

受験生 田中勝三

(印)

明治卅三年一月三日

東京市外中野町字雜色十三番地

士族戸主 受験生 宮崎熊太郎

(印)

明治卅年參月八日生

東京市四谷区荒木町四番地平民戸主

受験生 石井秀吉

(印)

明治二十六年四月十五日生

(抹消) 東京市神田区美土代町三ノ二

平民友治長男

受験生

佐々木菊男

(母印)

明治卅八年五月十二日生

明治三十三年七月一日生

芝区新錢座町十一 丹羽方

東京市神田区三崎町三ノ一 多田方

士族喜八長男

平民順太郎

次男 受験生 後藤政歲

受験生

出田文男

(母印)

明治三十六年四月十九日生

東京市外原宿二三一

東京市神田区台所町十一番地

檜柴升造方

平民誠次郎長男

平民平蔵三男 中村森茂

(印)

受験生 上野利一 (印)

明治参拾一年八月八日生

東京(ふ)下東中野一五九六

小川政一方受験生

平民宗一第二男 小川福雄

(印)

明治三十二年九月十八日生

平民宗一第二男 小川福雄

(印)

東京市麴町区麴町三丁目五

○(正)平(音)民戸主受験生 菅一男

(印)

明治三十二年二月生

平民受験生 花澤壽雄

(印)

千葉県山武郡土気町

(母印)

明治卅五年十月三日

(印)

平民受験生 花澤壽雄

(印)

明治卅五年十月三日

(印)

府下南カツサ郡龜有村龜有町九八

平民戸主崔昌鍵

(印)

学生 五弟 崔徳鍵

(印)

明治三十二年十二月二十一日生

(印)

東京市麴町区中六番町四九

平民戸主熊吉長男

府下日暮里谷中本二七〇

(印)

受験生 貢河 一 (印)

(印)

明治三十一年二月十六日生

(印)

中央大学史資料集 第14集

学生 平民戸主 尹 晦根 (印)

明治参拾四年拾月廿日 (今マ)

東京府下瀧野川町田端一、九七五

平民戸主学生 吳 罷還 (印)

明治参拾壹年二月五日生

牛込区山吹町二百拾壹番地

平民長男

受験生 久保田文雄 (印) (母印)

明治三十年六月十日生

府下品川町北品川宿五五二番地

戸主長吉郎 平民 三男

受験生 新沼 順 (印)

明治参十六年十二月二〇日生

府下日暮里元金杉六〇一

戸主健太郎

受験生 平民 長男

永山健輔 (印) (母印)

明治三十六年七月八日生

東京市京橋区木挽町一ノ十一、竹原方

平民登一郎長男受験生 津布久作一郎 (印)

明治廿八年四月七日生

東京市本郷区湯島四丁目参番地

平民 八二郎長男

受験生 岩川勝一 (印)

明治武拾九年八月拾四日生  
東京市下谷区入谷町參百拾壹番地

平民

受験生 前野英一 (印)

明治拾六年拾弐月拾七日生  
東京市小石川区水道端町二丁目二十番地 茂手木方

埼玉県平民千代二郎弟

受験生 鈴木宗平 (印)

明治十五年拾壹月八日生

山口県玖珂郡広瀬村大字広瀬

第五千六百八十五番地 平民戸主

受験生 村上太七 (印)

明治十参年四月十日生

府下荏原郡平塚村下蛇窪八二二

平民 受験生 安藤泰造 (印)

明治十九年二月生

麹町区四番町拾弐番地 松風館

平民 (戸主) 久平長男受験生 小野塚久太郎 (印)

明治三十一年十一月十四日生

東京市神田区中猿楽町一七

平民受験生 加藤 燐 (印)

東京府下大久保町字東大久保一八二

平民受験生 浅野勝三 (印)

明治三十四年九月十九日生

東京市日本橋区長浜町二 中村方

平民受験生 池内省三

明治卅三年三月卅日(モニ)

新潟県平民 戸主

文作次男

府下荏原郡平塚村戸越一、三三九 持川方

鳥取県平民 原 政堂

(印)

(印)

東京市小石川区音羽町五丁目十五番地

大分県平民戸主森山喜十四弟

東京市神田区美土代町一ノ八番地

愛媛県平民戸主

学生 森山 実

(印)

受験生 明治三十四年八月三十一日生

府下大崎町桐ヶ谷六二三

福井県平民 小林 實

(印)

明治卅一年四月廿四日生

牛込区弁天町二

受験生 平民 飛田一郎

明治二十六年十一月生

神奈川県川崎町大島

平民学生 宮越 阜

(印)

東京市神田区錦町三丁目拾六番地

東京府士族戸主 仙田四郎

(印)

学生 万澤靜英

(印)

明治三十五年一月九日生

東京市神田区錦町三丁目拾六番地

東京府士族戸主 仙田四郎

(印)

学生 明治二十八年六月十五日生

広島県吳市中神原二〇七ノ十一

平民 順太郎次男 後藤政歲

(印)

二十四五才

(印)

大阪府下東河内郡新堂村

松尾巖通

(印)

二十四才

(印)

明治卅一年六月廿二日生

麻布区霞町八

平民学生 渋谷政太

(印)

明治卅三年七月十日生

東京市京橋区南小田原町一ノ二六

的場信一

(押印)

二十四才

(押印)

東京市渋谷三百十

士族学生 原 慶治

(押印)

青森県弘前市五十戸町三七

平民学生 石田清司

(押印)

二十二才

(押印)

長野県下伊那郡為栗村武百七番地

平民学生 吉岡栄治

(押印)

二十四才

(押印)

朝鮮全南康津郡鵠川面土馬里

平民学生 張 成根

(マニ) (押印)

二六

(押印)

東京市芝白金三光町五二〇

平民学生 岩澤芳雄

(マニ) (押印)

二十三才

(押印)

東京市神田区表神保町一〇番地

花月館内

(押印)

平民学生 岡野旨夫

(マニ) (押印)

廿五才

(押印)

東京市四谷区大番町一三

平民学生 大西幸次郎

(マニ) (押印)

二十四才

(押印)

東京市日本橋区亀島町二ノ二五

平民学生 上原 齊

(マニ) (押印)

二十一才

(押印)

東京市本所区新小梅町二ノ八

平民学生 小佐野淑夫

(マニ) (押印)

二十二才

(マニ) (押印)

東京市麹町区四番町十二番地

松風館内

平民学生 宮井重太郎

(マニ) (押印)

明治卅年九月五日生

東京市神田区台所町十一番地 関方

平民戸主誠次郎長男

学生 上野利一

(マニ) (押印)

明治卅六年三月廿八日生

府下高田町雜司ヶ谷九〇〇番地 郡司方

平民森藏次男

学生 天藤 智

(マニ) (押印)

明治卅六年三月卅日生

東京市神田区表猿楽町四 山崎武兵衛方

平民戸主孝二次〔弟〕〔男〕

学生 福田 忠治

(マニ) (押印)

明治卅三年一月廿日生

東京市本郷区西須賀町九番地 時習館内

茨城平民貞一郎弟

学生 猪瀬文藏 (母印)

明治三十一年二月三日生

東京府下西巣鴨町宮仲二七一七、野原方

本郷区元町二ノ六四 三井方

平民学生 岡田久満 (母印)

明治三十年四月六日生

東京市本郷区東竹町九番地

東京麴町区五番町六番地 第三正進館

平民学生 坂本定助 (母印)

明治三十年四月十九日生

東京市小石川区戸崎町二一七

府下西大久保四五九 永村方

士族学生 後藤健次 (母印)

明治卅五年三月八日生

東京府下西巣鴨町十五番地

平民学生 溝口庄太郎 (母印)

明治二十四年六月十一日生

東京府下日暮里谷中本武百六十番地

平民学生 木村与佐治 (母印)

明治卅五年三月八日生

横浜市桜木町広台九五一

平民 学生 中山新一 (母印)

明治卅三年八月十日生

東京府下平塚村大字下蛇窪六六五

平民 学生 寺西京一 (母印)

明治卅四年六月十一日生

東京市本所区松井町三ノ五

平民 学生 中山新一 (母印)

明治二十七年五月一日生

東京府下尾久村大字下尾久二四五

平民 学生 江田藏作

平民受験者

明治二十四年二月十八日生

東京府下西巣鴨町宮仲二七一七、野原方

平民 学生 伊藤 勇 (母印)

明治三十四年九月八日生

東京市本郷区東竹町九番地

平民 学生 柳澤譽男 (母印)

明治卅五年十一月十二日生

東京市小石川区戸崎町二一七

平民戸主

学生 安部常一郎 (母印)

明治廿七年六月十五日生

東京府下西巣鴨町十五番地

士族戸主

学生 三井三子男 (母印)

明治卅三年十二月十七日生

東京府下西巣鴨町十五番地

学生 和田 犢 (母印)

明治卅五年六月十六日生

東京市深川区佐賀町二ノ五七

学生 森田友之 (母印)

明治卅六年九月廿二日

東京市麻布区飯倉四丁目六番地

東京市麻布区飯倉四丁目六番地

戸主 中條政好 ㊞

明治廿七年十二月十六日生

東京府豊多摩郡中野町大字中野

二千三百四十五番地平民戸主受験者  
三弟

乗國萬吉 ㊞

明治二十六年四月二十七日生

東京市小石川区久堅町七十四番地十六号

平民藤藏二男受験者

小西喜代太郎 ㊞

明治二十二年五月一日生

東京市京橋区月島通り一一ノ一三

平民戸主

受験者 知倉清吉 ㊞<sup>(知念ママ)</sup>

明治二十七年五月十一日生

東京市小石川区宮下町七番地

平民戸主

受験者 鎌田闇太郎 ㊞

明治二十年六月六日生

東京市本郷区湯島兩門町十四番地

平民戸主

受験者 篤友輝 ㊞

明治廿八年五月十三日生 ㊞

東京市芝区琴平町拾番地

士族 受験生

小林明政 ㊞

明治二十六年二月十二日生

東京府浅草区神吉町五番地 古川方

平民戸主雄一弟

受験生 永松益多 ㊞

明治卅年七月一日生

東京府下北千住町四ノ六一 山本方

平民受験生

原俊雄 ㊞

明治卅三年六月二日生

東京市浅草区田町一丁目十八番地

平民受験生

本木実 ㊞

明治二十五年六月十日<sup>(ママ)</sup>

東京市本郷区森川町一番地

鶴山館寄宿舎内

平民 学生 光延 豊 ㊞

明治三十二年六月廿五日生 ㊞

東京市赤坂区青山南町五ノ八四

平民学生

小玉治行 ㊞

明治三十三年九月十一日生 ㊞

東京市神田区今川小路式ノ十七

平民受験生 松下直徳 ㊞

明治 年(ママ)月 日生

学生民 小澤隆雄 (印)

東京市芝区三田四国町二ノ四

明治卅三年  
四月廿八日生

平民受験生

吉田弥三郎 (印) (母印)

東京市赤坂区新町

五ノ四二 学生 士族 (明治卅三年)  
三月廿三日

藤田 強 (印) (母印)

市外下戸塚六百五十五番地

平民 学生 及川卓郎 (印)

明治卅五年二月四日生

東京市芝区新堀町十三番地 川島方  
宮城県平民 学生 浅野悌吾 (印)

明治三十二年六月十七日生

神田区三崎町一ノ十一 田花方

玉明館内  
平民受験生 齋藤義次 (印)

明治廿八年五月廿日 (ママ)

府下荏原郡馬込村谷中三八  
平民 学生 渡辺 誠 (印)

明治廿一年一月六日生

東京府下巣鴨町巣鴨

平民 学生 新井瀧治 (印)

明治三十一年三月七日生

一三一四 水府館方

平民  
学生 真嶋寅太 (印) (母印)

明治卅一年十月廿七日生

東京市本郷区真砂町二六

渡辺方

東京市日本橋区  
平民 学生 野坂耕作 (印) (ママ)

明治卅六年七月廿日 (ママ)

神田区美土代町四ノ五  
平民 学生 山岸静次方 (印)

明治卅六年七月廿日 (ママ)

東京市日本橋区  
平民 学生 山岸磐 (印)

明治卅六年七月廿日 (ママ)

蛎壳町式ノ十五 山岸静次方 (印)

明治廿三年五月廿日 (ママ)

横浜市神奈川齊藤分

学生 明治三十三年十月二十六日 (ママ)

市営住宅百七十一号

平民 学生

石楠元市 (印)

東京市小石川区新諭訪町  
平民受験生

五番地 平大塚方

学生 明治三十三年十月二十六日 (ママ)

平民 学生

石楠元市 (印)

明治二十六年一月四日生

士族学生 石塚三郎 (印)

東京市赤坂区仲ノ町十一番地 光澤内

明治三十四年八月廿一日生

平民 学生

柳井春秋 (印)

東京市芝区西久保八幡町九番地

明治三十五年一月三十日生

東京市小石川区林町四十三番地

明治三十五年五月七日生

学生

東京府平民 瀧川興一郎 (印)

明治三十三年一月三日生

東京牛込区市ヶ谷仲之町四五

東京市浅草区森下町三三

明治三十三年十二月十五日生

平民学生 松原貞秋 (印)

明治卅三年十月十七日生

東京市本郷区駒込千駄木町一九八

平民学生 渡辺忠雄 (印)

明治卅三年十二月十五日生

明治二十一年七月十五日生

東京市神田区美土代町三ノ四

士族学生 郷間準四郎 (印)

東京市本郷区西竹町一二 西村方

士族学生 井上忠光 (印)

明治卅三年十月三日生

神田区表猿楽町十九番地

平民学生 三浦孝一 (印)

明治三十五年二月十四日生

東京市赤坂区青山南町六ノ六八

明治卅三年十月廿八日生

平民学生 三島豊四郎 (印)

明治卅六年三月一日生

東京市本所区押上町二百一一番地 鈴木方

明治卅六年三月廿八日生

平民学生 森田耕作 (印)

明治卅六年三月一日生

東京市麹町区飯田町四丁目卅一一番地

士族 学生 長谷川久太郎 (印)

明治三十二年八月廿三日生

府下大井町字山中四一九一

平民学生 大谷 清 (印)

府下豊多摩郡杉並村高円寺

明治三十二年五月廿日生

東京市芝区愛宕町二丁目壹番地

士族学生 山田萬平 印

明治廿九年三月廿六日 (母印)

東京府下原宿二四九 佐藤茂内

平民学生 今田 豊 印

明治三十四年十二月二十八日生

東京市麹町区泉河町一丁目十三番地

山田方

平民学生 狩野麻男 印

明治三十三年七月十日生

渋谷町青山南町七ノ二ノ一号

石井菊次郎方

平民 菅野清四郎 印

学生 明治卅三年六月十一日生

東京青山原宿二〇九

平民学生

田口長援 印

明治三十三年九月一日生

神奈川県鶴見町五百九拾番地

平民学生

本田武三郎 印

東京市神田区北神保町八番地

平民学生 加藤豊太郎 (母印)

明治卅四年八月十日生

神田区金沢町廿八

平民 学生 平山馬彦 印

明治廿七年九月三日 (母印)

東京市日本橋区本町一丁目十五番地

平民 学生 吉良鎮雄 印

明治三十二年一月一日生

神奈川県川崎町堀之内五十二番地

平民学生 石井八重治 印

明治三十四年二月二十日生

東京市本郷区駒込千駄木町七〇

平民学生 中地春雄 印

明治卅四年二月二十日生

東京市本郷区切通坂町二〇

平民学生 吉田政雄 印

明治卅四年二月二十日生

東京市神田区三崎町三ノ一多田方

広島県平民 戸主順太郎次男

後藤政歲 印

明治三十一年四月三日生

東京府下淀橋町角筈六七八

千葉県平民喜八三男 (母印)

受験生 小野寺辰雄 印

明治卅七年二月十日生

東京市牛込区弁天町一五七

兵庫県士族堅二郎三男

学生 三木秀夫 明治卅五年九月三日  
 (母印) (母印)

麻布区市兵衛町二ノ四八 泉 億藏 明治卅六年十月八日  
 (母印) (母印)

平民 学生 明治卅二年十二月六日生  
 日本橋区浜町二ノ十二 三崎弥四郎

平民 学生 明治卅一年十月十五日生  
 東京橋区北横町一四 高橋方

学生 明石三三一 二十五才  
 (母印) (母印)

東京市神田区二ノ二 東賓館方

新潟県平民戸主竹吉一男  
 学生 長柄能雄 明治参拾四年二月拾九日生  
 (母印) (母印)

本郷区元町二、一四  
 学生 林 俊喜廿一年四月一日生  
 (母印) (母印)

牛込区矢来町一ノ二七 潘 守榮 明治三十五年十一月十一日生  
 (母印) (母印)

平民学生 明治三十五年十一月十一日生  
 神田区美土代町三ノ九

平民学生 小山賢道 東京市本郷区本郷三丁目二三、蓮江方  
 (母印) (母印)

平民学生 松本喜美造 明治卅四年三月廿五日  
 (母印) (母印)

平民学生 橋本龜雄 明治卅二年一月廿三日生  
 (母印) (母印)

東京市神田区三丁目五、  
 平民学生 中澤三左衛門 明治廿一年七月廿一日生  
 (母印) (母印)

東京市神田区三崎町三ノ一  
 学生 鄭 在性 明治二十七年二月三十日生  
 (母印) (母印)

平民 学生 富藤俊治 明治卅一年一月十二日生  
 (母印) (母印)

下渋谷一七八三  
 (母印) 紫波盛英

東京市神田区三崎町三ノ一

学生 李 恒廉 ㊞

明治三十四年六月七日生

本郷区湯島四ノ三 常盤館

学生 金秉俊 ㊞

明治三十四年八月一日生

東京市本郷区片町二ノ三

北越館 金景植 ㊞

明治三十七年七月七日生

芝区愛宕下町一ノ二 広川内

福島県平民 学生 丹治正雄 ㊞(母印)

明治卅五年二月一日

東京市北豊島郡瀧野川町西ヶ原八八六

平民学生 藤田久三 ㊞

明治廿八年八月廿日生

東京市麹町区飯田町四ノ三 林健一郎方

平民学生 赤松多賀士 ㊞

明治三十四年五月廿日生

横浜市神奈川町中川二三六六番地

平民学生

長谷部留治 ㊞

明治廿八年七月十日生

横浜市西戸部町六十二番地

平民学生 中田松吉 ㊞

横浜市南太田二二七七

士族学生 岡部國夫 ㊞

明治三十年十月一日生

神奈川県高座郡藤沢町鵠沼

下岡 平民学生 二宮諍 ㊞

明治廿四年五月廿九日

学生 山崎此多 ㊞(ママ)

明治廿九年八月廿日

東京市外高田町雜司ヶ谷四五二平民

学生 原侑 ㊞(母印)

東京市外上大崎長者丸二八五番地

士族学生 小谷絹爾 ㊞(母印)

明治二十七年四月二日生

横浜市神奈川青木町鶴屋町三四九七

平民

学生 北村進治 ㊞

明治二十四年八月十六日生

横浜市平沼町二丁目二拾三番地

平民

学生 駒谷宇三郎 ㊞

明治十五年二月八日生

東京市神田三崎町三ノ一 重乃井館

明治二十一年一月五日生

平民学生 佐原武雄 (押印)

明治三十年三月三日生

横浜市青木町反町八五六

平民学生 宮原信夫 (印)

明治廿八年十月廿日生

横浜市黄金町四ノ十五

平民学生 芳我 登 (印)

明治二十六年十月(十七日)生

横浜市石川町式丁目九番地

平民学生 鈴木庄三郎 (印)

明治二十八年六月十日生

東京府豊多摩郡渋谷町下渋谷八八

平民戸主 学生

盧原常一 (印)

明治廿九年一月十五日生

東京市京橋区南飯田町四

平民戸主 学生

手塚國頭 (印)

明治参拾七年六月参拾日

東京市神田区今川小路二丁目十七番地

松下慶三方

平民

学生 和田映雄 (印)

明治二十七年五月一日生

東京市麹町区四番町一二 松風館方

平民戸主栄之助三男 学生 安都武夫 (押印)

明治三十三年二月六日生

東京市深川区猿江裏町一三四

平民学生 伊藤由三郎 (印)

明治参拾四年七月六日生

東京市麹町区飯田町一ノ九 石高金太方

平民学生 若原團一 (印)

明治三十四年一月一日生

東京市本所区緑町三ノ十六

平民学生 松尾巖太 (印)

二十四才

東京府下上渋谷町三一〇

学生 原 慶治 (印)

二十二才

東京市深川区東大工町六二

平民学生 横田省作 (印)

明治三十四年四月十八日 (マニ)

東京本所松倉町一ノ五十

平民学生 黒沢幸一 (マニ)

明治三十五年十月十一日 (マニ)

横浜市南太田町一四二三

士族学生 吉川利雄 (印)

明治卅三年五月六日生

東京都北豊島郡尾久村上尾久 三三四三  
京都府平民戸主田中吉造次男

学生 榊 判治 (押印) (印)

明治十六年十二月廿五日 (マ)

府下南千住町一一三番地

東京都平民戸主

明治廿六年八月十一日生

(印)

東京市麹町区中六番町三十一番地

島田三郎方

平民学生 藤本英一 (印) (押印)

明治卅四年一月六日生

明治二十一年六月二十三日生

(印)

東京市芝区田村町一〇

村山 実

明治二十二年三月五日 (マ) (印)

学生 宗村啓吉 (印)

東京市牛込区原町二丁目五番地落合方

東京市

本郷金助町廿一 敷島館

士族学生 幕田興三郎 (印) (押印)

明治廿一年(十月十八日)生 (加筆)

学生 津田八郎 (印)

明治卅一年七月十五日生

東京市日本橋区浜町一ノ二笠間方

平民 学生 永井有道 (印)

明治卅四年十二月十四(日)日生 (加筆)

東京市芝区金杉浜町七十四 吉岡福忠方

福岡県平民 戸主

学生 原田片吉 (印) (押印)

明治三十二年五月八日生

学生 津田八郎 (印)

明治三十三年十月三十日生

東京市牛込区市ヶ谷柳町六番地

德島県平民戸主享八弟

原田研吉 (印)

明治廿四年参月九日生

東京市本郷区片町一ノ二六

山口県平民 戸主音二次男

学生 佐藤次男 (印) (押印)

明治卅七年九月廿八日 (マ) 生

東京市牛込区市ヶ谷柳町六番地

府下大島町二ノ六九新潟県平民戸主

学生 明治二十九年四月七日生

福島県平民龜吉長男 榊田 亮 (印)

明治二十九年四月七日生

東京市本郷区片町一ノ二六

正誤表をご確認ください

横浜市西戸部町御所山百十九番地

神奈川平民 青木三代松 印

学生 明治二十五年二月二十二日

東京市四谷区三光町一五四  
明治廿二年四月十七日生

平民公吏 横尾非呂治 印

東京市小石川区久堅町廿七

平民学生 谷口忠三 印

明治卅六年三月卅一日生

東京市神田区表神保町十番地

北川方

東京市芝区桜川町壹番地金沢方

平民学生 渡會彥重 印

明治三十七年九月四日生

東京市麹町区三丁目一番地廣田方

東京市本郷区本郷六丁目一八番地

平民学生

明治三十一年十月一日生

東京市本郷区元町二丁目六十六番地

平民 学生 佐藤久茂 印

明治三十五年七月一九日生

竹内市郎

第二清輝館

大阪府士族戸主 相澤定一 印

明治廿六年一月十日生

東京市浅草区北三筋町六三

平民戸主武市長男

神田区三河町三ノ三 山口金藏方

平民学生 齊藤貢一 印

明治三十七年一月五日生

本郷区金助町四七 栃木館

平民学生 別紋情一 印

明治三十三年一月十七日生

戸主市太郎 一男

東京市小石川区春日町 平民 山根保吉 印

学生 四二番地 明治三十一年五月一日生

東京府下戸塚町諏訪一九三

平民恒夫五男 学生 矢上文雄 印

牛込区古久井町二三

東京市京橋区本材木町三丁目三十一番地

袴苗代方 平民戸主栄弟

学生 藤井虎夫 印

明治三十五年六月一日生

学生 平民 戸主 和泉元光好 印

明治三十四年四月二十八日生

芝区白金三光町四八二久松方

学生 平民戸主 竹原五郎三 印

明治三十八年五月五日生

東京市芝区白金今里町壹番地

平民 市吏員 本田朝知 印

横浜市根岸町三、二八八番地

平民 松下朗威 印<sup>(母)</sup>

東京市神田区三崎町三ノ一

学生 平民 長男 阿部装治 印

明治三十一年六月十三日 印<sup>(母)</sup>

東京市神田区三崎町二ノ三

辻善次方 中村博重 印

明治三十一年六月十三日 印<sup>(母)</sup>

東京市芝区田村町十番地 小林方

平民 明治廿九年二月六日 印<sup>(母)</sup>

東京市芝区田村町十番地 小林方

東京府下王子町下十条一四九三

平民 学生 戸主 廣瀬宗雄 印

明治三十三年三月一日生

東京市内麴町区中六番町四九、金剛洞

平民戸主 学生 申泰益 印

明治三十一年五月八日生

市内京橋区明石町四八  
〔山形〕平民戸主 学生 佐山義信 印  
明治卅三年八月卅一日 印<sup>(母)</sup>

東京市外大井町三三四八 金 斗葛 印

平民 学生 明治卅七年四月廿一日生

東京市本郷区丸山福山町廿三 前島勝美 印

田村方 平民 学生 明治卅六年三月卅日生

東京市神田区表猿楽町二は五一 大竹 庫 印

島方 平民 学生 明治卅八年九月十七日生

東京市神田区表猿楽町

二、は五十一、島久茂三方

平民 学生 皆川義夫 印

明治三十三年十月十一日生

東京市外澁ノ川町西ヶ原八九八

平民 学生 入江喜作 印

明治卅三年九月十日生

東京市外澁橋町角筈八七九 下島方

平民 学生 小柳秀雄 印

明治卅四年六月廿日生

東京市牛込区築地町十七 鈴木方

平民 学生 大橋宗三郎 印

明治卅五年六月十九日生

東京市外南千住町地方橋切一三六

平民 学生 斎木俊一 印

明治三十二年四月十四日(ママ)

牛込区早稻田鶴巻町三四〇

平民 戸主秀三郎 三男

学生 田辺三郎 (印)

明治三十一年五月十日生

東京市神田区猿楽町一ノ八六

平民 戸主淳之助五男

学生 行宗琢美 (印)

明治三十四年四月十三日生

東京市神田区美土代町二ノ一

士族 戸主休助孫

学生 上野仲藏 (印)

明治参拾弐年一月十三日生

千葉県市原郡明治村牛久一一八九

平民戸主七次郎

学生 廣田信司 (印)

明治三十四年一月一日生

東京府豊多摩郡大久保町大字西大久保一〇一番地

東京府平民

学生 石野良之助 (印)

明治三十四年四月二十日生

東京市神田区佐久間町二丁目

平民 十四番地

学生 野口壽一 (母印)

東京市麹町区大手町印刷局内

平民 学生 井興三左工門 (母印)

明治卅四年拾月拾七日生

本所区根津須賀町武堀場方

平民学生 南東 清 (印)

明治卅五年十月一日生

日本橋区通り七丁目七番地津村方

平民学生 金谷良造 (印)

明治三十一年三月三日生

東京市牛込区薬王寺町八五

士族学生 山田憲一 (母印)

明治卅四年一月十九日生

東京市京橋区疋町三

平民学生 清水武雄 (母印)

明治卅四年十一月三日生

東京本郷区片町九

小田民造 (母印)

明治廿九年四月十九日生

東京市本郷区元町二、六六

今村方 山本忠馬 (母印)

高知県平民 明治三十二年五月十八日生

東京市本郷区元町二ノ一四大藤方

山口県士族

学生 林 政雄 (押印) 平民捨三郎次男

学生 松下朗威 (印)

東京府下大井町二五五番地 明治卅四年七月廿日生

明治卅四年三月廿三日生

北海道平民

衆議院議長奥繁三郎閣下

学生 明石一郎 (印) 意見書

明治卅七年七月八日生

東京市本郷区森川町一

総州館

郡馬県平民戸主

金谷千代寅 (印) (押印)

明治卅五年十二月十六日生

東京市京橋区南鍛冶町二二

小川卯之介方

平民 藤河米太郎 (印) (押印)

明治三十一年五月十九日生

東京府下巣鴨町

三丁目廿六番川連方

平民 黒澤 中 (印) (押印)

明治卅六年十二月廿二日生

東京市京橋区新佃西町三丁目三

佐賀県戸主儀七長男

学生 古川寅雄 (印) (マ)

明治三十五年三月二日

横浜市根岸町三、二八八番地

(注記7) 請願文書表第一四二八号

高等試験令ニ関スル請願

横浜市福富町二丁目四十六番地

鈴木文吾方眞板俊三外三十九名呈出 (紹介議員鈴木隆君外)

二名

第一四二九号

同

上 東京府南足立郡北千住町四ノ六十一山本方原俊

雄外八名呈出 (紹介議員永井柳太郎君外一名)

第一四三〇号

同

上 東京市麹町区三番町六十五番地大塚方飯山信外

三十九名呈出 (紹介議員植原悦二郎君外一名)

第一四三一号

同

上 東京市芝区新桜田町十九番地檀

(注記8) 高等試験令ニ関スル請願

清外四十二名呈出 (紹介議員中野寅吉君外三名)

請願文書表第一七四二号

同

上 東京市京橋区山下町一番地弁護士牧野賤男外三

百三十四名呈出 (紹介議員横山勝太郎君)

右請願ノ要旨ハ試験ハ人材登用ノ途ニシテ其ノ方法ノ奈何ハ繫  
リテ国家ノ消長ニ関セリ今現行高等試験令ヲ按スルニ其ノ第九

条二「本試験ハ受験者学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之ヲ

実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス」

トアルニ拘ラス第四条乃至第八条、第十七条ニハ受験資格ノ制

限並予備試験ノ制ヲ規定シ又試験合格ノ効力ハ永久タルコトハ

勿論現行高等試験令第八条第二項ニ於テモ尚之ヲ認ムルニ拘ラ

ス其ノ第十六条ノ筆記試験ニ付テ之ヲ認メサレハ国民ノ挙ケテ

彼此ノ統一ヲ欠キ不完全ナルヲ叫ムヲ已マサルトコロニシテ其

ノ改廃ハ実ニ刻下ノ急務タリ凡ソ立憲國ニ於テハ試験規則ハ法

律ヲ以テ制定スルヲ原則トシ命令ヲ以テスルハ例外タリ若シ夫

レ命令ニシテ輿論公義ノ要求ヲ満スコト能ハストセハ宜シク法

律ヲ以テスヘキナリ之ヲ要スルニ現行高等試験令ヲ廢止シ新ニ

(一) 高等試験受験資格ヲ制限シ予備試験ヲ撤廃スルコト (二)

高等試験試験合格ノ効力ハ之ヲ永遠ニ留保スルノ高等試

験法ヲ制定スルカ又ハ現行高等試験令第四条乃至第八条ヲ削除

シ及第十六条、第十七条ヲ改正セラルル様建議セラレタシト謂

フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至当ナリト認メ之ヲ採択スヘキモノト議決

セリ依テ議院法第六十五条ニ依リ別冊及御送付候也

大正十二年三月廿一日

衆議院議長 柏谷義三

内閣総理大臣男爵 加藤友三郎殿

衆議院書記官長 寺田 榮

高等試験令ニ関スル〔件〕請願書  
〔加筆〕

紹介議員

鈴木 隆

眞板俊三  
外三十九名

(注記<sup>10</sup>)

岡田伊太郎

請願書

謹而衆議院議長奥繁三郎閣下ニ請願ス

抑試験ハ人材登庸ノ原則ニシテ人材登庸ノ如何ハ直ニ國家ノ

盛衰ニ関スル重要問題ナリ、而シテ高等試験令中大正七年ヨ

リ実施セラレタル行政科外交科試験ニ関スル規定並ニ本年三

月一日ヨリ実施セラレムトスル司法科試験ニ関スル規定ハ時

代ノ趨勢ヲ無視シ國家ノ人材ヲ登庸スル途ニ非サルモノニシ

テ之カ改正ハ実ニ刻下ノ急務ナリト信ス、今茲ニ高等試験令

ノ欠陥ヲ指摘セントス、即チ第七条ニ於テ不合理ナル受験資

格ヲ構ヘ人材登庸ノ門戸ヲ閉鎖スルハ其一ナリ、本試験ノ前

提トシテ予備試験ヲ課シ外国语ノ如キヲ検定スルハ時代ノ趨

ク所ヲ知ラサルモノニシテ青年ノ精力ヲ徒ニ消耗セシムルモ

ノ其二ナリ、第七、八条ノ適用ヲ文部大臣ニ委任シ法令ノ主

旨不徹底ニシテ下級官庁ノ認定ヲ誤ラシムルハ其三ナリ、本

試験筆記合格ノ効力ヲ翌年ニ限リタルハ理論上ノ根拠ヲ欠ク

モノ是レ其四ナリ、之ヲ社会ノ實際上ヨリ見ルモ中產階級以下ノ子弟ハ如何ニ優秀ナリト雖モ資格試験及予備試験ニ其門

戸ヲ閉鎖サレ其経済能力ノ範囲内ニ於テハ遂ニ高等試験ニ進

ム能ハス、如斯ハ試験制度本来ノ主旨ニ悖戾スルモノニシテ

〔表紙〕  
〔注記<sup>9</sup>〕

木下成太郎

国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ非サルナリ。

茲ニ於テ請願人等門戸開放人材登庸ノ主張ニ立脚シ之カ改正ヲ求ムト雖モ未タ其実現ヲ見ス國家ノ為メ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ。

顧レハ第三十七回帝国議会ニ於テ高等試験法案ノ提出サル、ヤ衆議院ハ克ク時代ノ趨勢ト輿論ノ嚮所ヲ察シ滿場一致ヲ以テ之ニ協賛ヲ与ヘタリ、然ルニ貴族院ニ於テ会期切迫ノ為メ協賛ノ運ニ到ラサリキ。

抑立憲国ニ於テハ法規ノ制定ハ法律ニ依ルヲ原則トス然ルニ由來試験規則ヲ命令ヲ以テスル所以ノモノハ其意蓋改正ノ便ナル命令ニ依リテ克ク社会ノ実情ニ適応セシメンカ為ナリ、然ルニ今日命令ヲ以テシテハ却テ輿論公議ノ要求ヲ満スヲ得ストセハ立法府ハ亟ニ自ラ制定ノ任ニ膺ラサルヘカラス。

仰キ願クハ請願人等ノ苦衷ヲ察シ今期議会ニ於テ議会自ラ高等試験法案ヲ立案シ及政府ニ建議シテ其反省ヲ促シ以テ時弊ヲ救濟セラレムコトヲ、是ニ於テ請願人等主張ノ二大綱領ヲ掲ケテ閣下ニ訴フ。

一、高等試験ノ受験資格制限並ニ予備試験ハ之ヲ撤廃スルコト

ト

二、高等試験ノ筆記試験合格ノ効力ハ之ヲ永久ニ留保スルコト

ト

之ヲ要スルニ本請願ハ現行高等試験令ヲ廢止シ新ニ高等試験法ヲ制定スルカ又ハ現行高等試験令第四条乃至第八条ヲ削除シ及第十六、十七条ヲ改正スルニヨリテ之ヲ貫徹スルコトヲ得ヘシ

右及請願候也

大正十二年二月十日

右請願人

東京府下荏原郡目黒町

上目黒第百五拾六番地

平民学生 山本久兵衛

(押印)

戸主 明治九年七月拾四日生

神奈川県横浜市福富町武丁目

四拾六番地 鈴木文吾方

平民 眞板源作弟 受験生  
眞板俊三

(注記11)

明治式拾七年五月拾八日生

東京市日本橋区

箱崎町一丁目二番地

戸主平民 学生 市野富藏

(押印)

明治二十九年一月十日生

東京市青山原宿

百二十一、

福岡県平民 学生 渡邊義彦

(押印)

明治卅六年七月十九日生

下谷区谷中真島町一松栄館方

平民孫吉長男 船越孫治

(押印)

学生

東京府下中野町千光前二三

平民文吉長男 林 成一 (押印)

学生

朝鮮学生 朴 尚用 (押印)

牛込区馬場下町五四

平民 明治三十五年十月七日生  
芝区南佐久間町二丁目一番地

士族甚太郎養子学生

大西 斌 (押印)

明治三十年八月廿五日生

府下三河嶋町三三八九番地 石橋方

前田作太郎 (押印)

平民正治參男 上山恭次郎 (印)

明治三十四年二月八日生

明治三十七年一月三日生

府下上戸塚字久保田五九三

佐賀県平民 (長男)

学生 百田 稔 (押印)

平民作太郎三男 柴原柳一 (押印)

明治卅一年九月十二日生

明治三十五年一月二十五日生

市外下戸塚四五三 小柳館方

青森県平民 (弟)

学生 根市米藏 (押印)

明治卅三年十一月九日生

(長崎)

東京市外中渋谷三四一 涌井方

長崎県平民徳太郎長男学生

川崎辰次郎 (押印)

明治三十五年三月生

東京市日本橋区蛎殻町弐ノ十五

長野県上伊那郡美篶村

学生 山岸 磐 (押印)

明治廿三年

府下下中野上落合武二三 矢野口方

東京市小石川区新諏訪町五

(抹消) (加筆)  
□□ 平民 三男明治二十七年十月十八日生

下谷区竹町一ノ南八十二号

学生 鈴木熊七 (押印)

受験生 馬場留太郎 (印)  
明治三十三年八月廿七日

府下六間町雜司ヶ谷六七八東京府平民  
喜之助長男

受験生 市川通雄 (印)

明治三十年四月十日生

下谷区竹町一ノ南八十二号

川崎辰次郎 (押印)

明治三十五年三月生

東京市日本橋区蛎殻町弐ノ十五

学生 山岸 磐 (押印)

明治廿三年

神奈川県平民定次郎二男

学生 小澤健雄 (印)

明治三十三年四月生

東京市神田区佐久間町三ノ三

作間耕造方

兵庫県平民 学生 是川五郎 (印)

是川柳尔長男 明治三十四年三月廿七日生

東京市本郷区本郷四丁目四拾參番地

小野圭次方

福岡県平民 学生 松崎素直 (印)

梅太郎次男 明治卅六年四月三日生

東京市本郷区駒込動坂八十七

岡田鶴吉方

富山県平民 学生 吉野治一 (印)

興四治郎次男 明治卅五年五月廿五日生

市外品川町北品川二二七番地 堤方

鹿児島県士族 学生 高橋胤次 (印)

高橋忠三男

市外品川町北品川二二七番地

静岡県平民

堤 孝敏 (印)

孝次男

東京市本郷区本郷四丁目四拾參番地

小野方 学生 松田 昇 (印)

福岡県平民 鶴松參男

東京市麹町区麹町八ノ三 大林方

熊本県平民 小野富雄 (印)

東京市小石川大塚坂下町六〇

関本南海 (印)

東京市本郷区湯島切通坂町四〇 山本方

西周隆一 (印)

浅草区西鳥越二番地

北田方

伊井政義 (印)

神田区表猿楽五番地 濑戸ヌイ方

平民 崔基台 (印)

年三十九

日暮里谷中本二七一

平民 畠柳桑太郎 (印)

明治三十三年七月一日

東京府下北豊島郡日暮里町

日暮里一四七平民

高橋実光 (印)

明治三十年四月八日生

府下日暮里一、一、三、三、

平民 山口清五 (印)

明治三十七年十一月廿五日

本郷区片町一ノ二六

平民 柳田亮 (印)

明治二十九年四月七日生

横浜市神明町六八一

戸主平民 高田元信 (押印)

明治三十年一月一日生

埼玉県北足立郡台村大字台

平民 内田勝之助 (押印)

明治二十八年八月二十八日生

府下尾久村上尾久一七一番地

平民 平塚兵衛 (押印)

明治廿八年十月十五日生

東京市下谷区池ノ端七軒町三八

三笠八六一

岡田清三 (押印)

原田繁一 (押印)

東京市牛込区赤城下町一六

衆議院議長奥繁三郎閣下

〔表紙〕  
〔注記12〕  
高等試験令二関スル〔件〕請願書

中野寅吉

紹介議員 松本君平

中野正到

佐々木安五郎

檀 清

(注記13)

請願書

謹而衆議院議長奥繁三郎閣下ニ請願ス

抑試験ハ人材登庸ノ原則ニシテ人材登庸ノ如何ハ直ニ國家ノ盛衰ニ関スル重要問題ナリ而シテ高等試験令中大正七年ヨリ実施セラレタル行政科外交科試験ニ関スル規定並ニ本年三月一日ヨリ実施セラレムトスル司法科試験ニ関スル規定ハ時代ノ趨勢ヲ無視シ國家ノ人材ヲ登庸スル途ニ非サルモノニシテ之カ改正ハ実ニ刻下ノ急務ナリト信ス。今茲ニ高等試験令ノ欠陥ヲ指摘セシムトス即チ第七条ニ於テ不合理ナル受験資格ヲ構ヘ人材登庸ノ門戸ヲ閉鎖スルハ其一ナリ、本試験ノ前提トシテ予備試験ヲ課シ外國語ノ如キヲ検定スルハ時代ノ趨ク所ヲ知ラサルモノニシテ青年ノ精力ヲ徒ニ消耗セシムルモノ其二ナリ、第七、八条ノ適用ヲ文部大臣ニ委任シ法令ノ主旨不徹底ニシテ下級官庁ノ認定ヲ誤ラシムルハ其三ナリ、本試験筆記合格ノ効力ヲ翌年ニ限リタルハ理論上ノ根拠ヲ欠クモノ是レ其四ナリ。之ヲ社會ノ實際上ヨリ觀ルモ中產階級以下ノ子弟ハ如何ニ優秀ナリト雖モ資格試験及予備試験ニ其門戸ヲ閉鎖サレ其経済能力ノ範囲内ニ於テハ遂ニ高等試験ニ進ム能ハス如斯ハ試験制度本来ノ主旨ニ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ非サルナリ。

茲ニ於テ請願人等門戸開放人材登庸ノ主張ニ立脚シ之カ改正ヲ求ムト雖モ未タ其實現ヲ見ス國家ノ為メ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ。

顧レハ第三十七回帝国議会ニ於テ高等試験法案ノ提出セルヤ衆議院ハ克ク時代ノ趨勢ト輿論ノ嚮フ所ヲ察シ満場一致ヲ以

テ之ニ協賛ヲ与ヘタリ、然ルニ貴族院ニ於テ会期切迫ノ為協賛ノ運ニ到ラサリキ。

贊ノ運ニ到ラサリキ。

受験生  
河野東作

抑立憲國ニ於テハ法規ノ制定ハ法律ニ依ルヲ原則トス然ルニ由來試験規則ヲ命令ヲ以テスル所以ノモノハ其意蓋改正ノ便

東京市芝区新桜田町拾九番地

注記  
14

戸主 明治式拾六年拾壹月拾日生

学生

市外下戸塚六五五 及川卓郎

平民 林治三男 明治卅五年二月四日生(印)

神田区三崎町一八十一  
学生

等試験法案ヲ立案シ〔及〕〔又ハ〕政府ニ建議シテ其反省ヲ促シ  
以テ時弊ヲ救済セラレンコトヲ是ニ於テ請願人等主張ノ二大  
綱領ヲ掲ケテ閣下ニ訴フ

1

二、高等試験ノ筆記試験合格ノ効力ハ之ヲ永久ニ留保スルコ

1

シ  
之ヲ要スルニ本請願ハ現行高等試験令ヲ廢止シ新ニ高等試験法ヲ制定スルカ又ハ現行高等試験令第四条乃至第八条ヲ削除シ及第十六条第十七条ヲ改正スルニヨリテ之ヲ貫徹スルコトヲ得ヘ

右及請願候也

大正十二年二月十日

右請願人

東京府南足立郡千住町

本郷区駒込林町二三五 斎藤方

茨城県士族戸主 高田耕作

(押印)

明治卅年一月廿日生

深川区裏大工町十五 鈴木方

(押印)

宮住村 平民 高橋清三郎

(押印)

府下中野四十七 藤井方

福井県平民 吉川彌六

(押印)

学生 戸主弟 明治三十五年十二月三日

(捺印)

小石川区春日町四五 秀明館内

朝鮮 学生 盧俊洪

(押印)

神田区今川小路二ノ一六

瀬下清通内平民 杉本勇藏

(押印)

□二郎三男 明治三十三年八月五日生

神田区錦町一丁目十九番地

徳島県平民享八弟学生

原田研吉

(押印)

明治廿四年三月九日生

芝区南佐久間町一ノ三

富山県平民諭長男学生

石来良太郎

(押印)

明治三十年二月十七日生

北豊島郡巣鴨町二二五九

平民 学生 長田宏

(押印)

明治三十二年七月十七日生

神田区三崎町三ノ一

孺族 学生 権燦錫

(印)

明治三十三年十一月十八日生

府下高田町高田一二五、

(押印)

朝鮮 学生 李銓國

(押印)

明治三十四年一月八日生

府下代々木山谷一〇七 木谷方

平民 学生 川杉喜雄

(印)

府下代々木山谷一〇七 木谷方

明治卅二年九月十八日生

平民 学生 田中貞柳

(押印)

府下代々木山谷一〇七 木谷方

明治卅五年四月十日生

神田区小川町拾六番地

筑波館内

武一次男 平民学生 柏原武雄

(押印)

明治卅四年七月七日

一愛宕下町四丁目二番地

鷺山方

平民德一次男 学生 塩田輝一

(押印)

明治卅三年十一月十一日

東京府下大森町不入斗一三八五

富士館内

渡邊博一

(押印)

明治三十三年九月十七日生

東京市小石川区大塚町七〇

平民 学生

木村定次郎 (印) (母印)

明治 年月日生

東京市小石川区大塚坂下一八一

平民 学生

木村喜太郎 (印) (母印)

明治三十一年四月十九日 (マ)

東京市本所区北二葉町二四

平民 学生

鈴木久七 (印) (母印)

明治三十六年七月廿一日 (マ)

東京小石川区大塚坂下一〇八

平民学生 森佐三郎 (印) (母印)

明治三十二年十二月廿九日生

東京市京橋区元数寄屋町二ノ十

平民 学生 渡辺勝三郎 (印) (母印)

明治三十二年四月十七日生 (マ)

神田区台所町武地

平民 学生 島田八郎 (印) (母印)

明治三十二年九月一日生

神田区表猿 (加筆) 町三、

平民 学生 申 英均 (印) (母印)

明治三十四年十月十二日生

麹町区飯田町六ノ一 平民 学生 酒井秀一 (印) (母印)

神田区南神保町五 森田館

学生

西田良五 (印) (母印)

平民武平次男 明治卅四年十月廿九日 (マ)

神田区北神保町十一

学生 平民 佐藤幸之助 (印) (母印)

明治卅六年一月五日 (マ)

東京市下谷区中初音町三ノ一三

木原正三方

福本貞義 (印) (母印)

京橋区築地一ノ三 塩田方

岡副儀平太 (印) (母印)

深川区東元町十四番地渋竹友次郎

本郷区丸山福山町廿三番地 藤島勝美 (印) (母印)

田村方

神田区中猿楽町九番地 木戸田壽広 (印) (母印)

近藤方

東京市本所区南二葉町一七

平民学生 佐藤信蔵 (印) (母印)

東京市神田多町一ノ一四

宍戸善四郎方

平民無職 谷山 繁 (印) (母印)

明治三十二年四月十八日生

神田区表猿 (加筆) 町三、

平民 学生 申 英均 (印) (母印)

東京府下日暮里町元金杉一三五

平民 金井文男

(母印)

学生 明治卅七年九月一日

(ママ)

東京市浅草区神吉町四番地

平民学生

富松喜武

(印)

明治二十九年五月七日生

東京市外王子町一二二八六

平民 学生 上原英次郎

(母印)

明治三十二年五月十五日生

東京市外中野町二九九三

平民学生 勝又駿之亮

(印)

明治三十七年二月十日生

衆議院議長奥繁二郎閣下

(表紙)

(注記15)

高等試験令ニ関スル〔件〕請願書

(加筆)

紹介議員 植原悅一郎

林田龜太郎

飯山信

(注記16)

ナリ

顧レハ第三十七回帝国議会ニ於イテ高等試験法案ノ提出セラ  
ル、ヤ衆議院ハ克ク時代ノ趨勢ト輿論ノ嚮フ所ヲ察シ満場一  
致ヲ以テ之ニ協賛ヲ与ヘタリ、然ルニ貴族院ニ於イテ会期切  
材ヲ俟ツ所以ニ非サルナリ

謹而衆議院議長奥繁三郎閣下ニ請願ス

請願書

抑試験ハ人材登庸ノ原則ニシテ人材登庸ノ如何ハ直ニ國家ノ

盛衰ニ関スル重要問題ナリ而シテ高等試験令中大正七年ヨリ  
実施セラレタル行政科外交科試験ニ関スル規定並ニ本年三月

一日ヨリ実施セラレムトスル司法科試験ニ関スル規定ハ時代

ノ趨勢ヲ無視シ國家ノ人材ヲ登庸スル途ニ非サルモノニシテ  
之カ改正ハ実ニ刻下ノ急務ナリト信ス今茲ニ高等試験令ノ欠  
陷ヲ指摘セントス即チ第七条ニ於テ不合理ナル受験資格ヲ構  
ヘ人材登庸ノ門戸ヲ閉鎖スルハ其一ナリ、本試験ノ前提トシ  
テ予備試験ヲ課シ外国语ノ如キヲ検定スルハ時代ノ趨ク所ヲ  
知ラサルモノニシテ青年ノ精力ヲ徒ニ消耗セシムルモノ其二  
ナリ、第七、八条ノ適用ヲ文部大臣ニ委任シ法令ノ主旨不徹  
底ニシテ下級官庁ノ認定ヲ誤ラシムルハ其三ナリ、本試験筆  
記合格ノ効力ヲ翌年ニ限リタルハ理論上ノ根拠ヲ欠クモノ是  
レ其四ナリ之ヲ社会ノ實際上ヨリ見ルモ中產階級以下ノ子弟  
ハ如何ニ優秀ナリト雖モ資格試験及予備試験ニ其門戸ヲ閉鎖  
サレ其経済能力ノ範囲内ニ於イテハ遂ニ高等試験ニ進ム能ハ  
ス如斯ハ試験制度本来ノ主旨ニ悖戾スルモノニシテ國家ノ人



同芝区巴町三十一 古長方

〔平民〕士族受験生 久保清一 (押印)

明治卅八年六月廿五日生

平民 光延 豊 (押印)

下谷区竹町三 鈴木方

同本所区中ノ郷業平町二一五

士族 学生 上原丑之助 (押印)

明治廿四年八月廿七日

受験生 船越半藏 (押印)

小石川区音羽町五ノ一五 長原文作方

平民 学生 赤羽忠義 (押印)

明治参拾年壹月貳拾八日生

牛込区市谷田町三丁目十八番地平民戸主

受験生 村田宗順 (押印)

明治五年十一月生

麹町区參番地六十五番地

大塚方 平民学生

飯山 健 (押印)

神田区今川小路二ノ一 村木方

士族学生

小川 昇 (押印)

東京市本所区南二葉町一七

高橋方平民学生

佐藤信義 (押印)

明治三十四年一月五日生

府下巣鴨町巣鴨一三一八

水府館 平民学生

鯉調 弘 (押印)

明治三十四年六月廿日 (マニ)

本郷区森川町一番地 鶴山館方

士族

受験生 森 良作 (押印)

明治参拾參年八月廿日 (マニ) (押印)

京橋区弓町九

平民

受験生 森 良作 (押印)

明治参拾參年八月廿日 (マニ) (押印)

本郷区湯島四ノ三 青雲館

平民 受験生 小川峰次郎 (押印)

廿四年生

本郷区切通坂町四九 有明館内

平民 受験生 森戸菊治 (押印)

明治卅八年九月十七日生

四谷区三光町百式拾七番地 福岡繁蔵方

興次長男 平民 受験生 徳永眞次 (押印)

明治拾九年貳月十四日生

士族 学生 増田尉勢 (押印)

廿三才

府下瀧ノ川中里九八番地

平民 学生 山中隆平 (押印)

廿三年生

(押印)平民学生 越智広三郎 (押印)

明治三十五年一月十四日生

本郷区三組町五番 高村方

平民 崎山吉蔵 (押印)

明治卅五年十一月二十九日生

府下戸塚町諏訪一〇四  
奥村重乃様方(次男)平民 学生 寺澤良治 (押印)

二四年

麹町区隼町十番地 山口保治方

(押印)(押印)

平民 受験生 戸主 岡 玄六

(押印)(押印)

明治二十二年三月一日生

(押印)

下谷区谷中清水町二〇

(押印)平民 初太郎長男 山中 傳 (押印)(押印)

明治三十三年二月一日生

(押印)

下谷区竹町一番地

(押印)平民 学生 高橋元経 (押印)(押印)

明治廿八年九月十三日生

(押印)

赤坂区丹後町一〇四 橋川方

(押印)平民学生 古畠直夫 (押印)(押印)

明治卅六年一月五日生

(押印)

麹町区中六番町三一 島田三郎方

(押印)平民 学生 藤本英一 (押印)(押印)

明治卅四年一月一日生

(押印)

四谷区右京町四二 山岡方

(押印)

萬吉長男

東京芝区浜松町二丁目十五番地

明治三十三年四月式十式日生

(押印)

平民 新聞記者 沖昌品吉

明治三十二年八月二十一日

(押印)

東京市外中渋谷三三一一番地 弦巻方

戸主恵長熊長男

平民 学生 恵 猛雄

(押印)

明治三十年一月四日生

衆議院議長奥繁三郎閣下

〔表紙〕  
〔注記18〕

高等試験令ニ閑スル〔件〕請願書

紹介議員

原俊雄

金澤安之助

外八名

永井柳太郎

〔注記19〕

請願書

謹而衆議院議長奥繁三郎閣下ニ請願ス

抑試験ハ人材登庸ノ原則ニシテ人材登庸ノ如何ハ直ニ國家ノ

盛衰ニ関スル重要問題ナリ而シテ高等試験令中大正七年ヨリ

実施セラレタル行政科外交科試験ニ閑スル規定並ニ本年三月

一日ヨリ実施セラレムトスル司法科試験ニ閑スル規定ハ時代

ノ趨勢ヲ無視シ國家ノ人材ヲ登庸スル途ニ非サルモノニシテ

之力改正ハ実ニ刻下ノ急務ナリト信ス。今茲ニ高等試験令ノ

欠陥ヲ指摘セントス即チ第七条ニ於テ不合理ナル受験資格ヲ

構へ人材登庸ノ門戸ヲ閉鎖スルハ其一ナリ、本試験ノ前提ト

シテ予備試験ヲ課シ外国語ノ如キヲ検定スルハ時代ノ趨ク所

ヲ知ラサルモノニシテ青年ノ精力ヲ徒ニ消耗セシムモノ其

二ナリ。第七、八条ノ適用ヲ文部大臣ニ委任シ法令ノ主旨不

徹底ニシテ下級官庁ノ認定ヲ誤ラシムルハ其三ナリ。本試験

筆記合格ノ効力ヲ翌年ニ限リタルハ理論上ノ根拠ヲ欠クモノ

是レ其四ナリ。之ヲ社会ノ實際上ヨリ見ルモ中產階級以下ノ

子弟ハ如何ニ優秀ナリト雖モ資格試験及予備試験ニ其門戸ヲ

閉鎖サレ其経済能力ノ範囲内ニ於テハ遂ニ高等試験ニ進ム能

ハス如斯ハ試験制度本来ノ主旨ニ悖戾スルモノニシテ國家ノ

人材ヲ俟ツ所以ニ非サルナリ。

茲ニ於テ請願人等門戸開放人材登庸ノ主張ニ立脚シ之カ改正ヲ求ムト雖モ未タ其実現ヲ見ス國家ノ為メ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ。

顧レハ第三十七回帝国議会ニ於テ高等試験法案ノ提出セルヤ衆議院ハ克ク時代ノ趨勢ト輿論ノ嚮フ所ヲ察シ満場一致ヲ以テ之ニ協賛ヲ与ヘタリ、然ルニ貴族院ニ於テ会期切迫ノ為協賛ノ運テ到ラサリキ。

抑立憲國ニ於テハ法規ノ制定ハ法律ニ依ルヲ原則トス然ルニ由來試験規則ヲ命令ヲ以テスル所以ノモノハ其意蓋改正ノ便ナル命令ニ依リテ克ク社會ノ実情ニ適応セシメンカ為ナリ然ルニ今日命令ヲ以テシテハ却テ輿論公議ノ要求ヲ満スヲ得ストセハ立法府ハ亟ニ自ラ制定ノ任ニ膺ラサルヘカラス。

仰キ願クハ請願人等ノ苦衷ヲ察シ今期議会ニ於テ議会自ラ高等試験法案ヲ立案シ及政府ニ建議シテ其反省ヲ促シ以テ時弊

ヲ救濟セラレンコトヲ、是ニ於テ請願人等主張ノ二大綱領ヲ

掲ケテ閣下ニ訴フ

一、高等試験ノ受験資格制限並ニ予備試験ハ之ヲ撤廃スルコト

ト

二、高等試験ノ筆記試験合格ノ効力ハ之ヲ永久ニ留保スルコト

ト

之ヲ要スルニ本請願ハ現行高等試験令ヲ廢止シ新ニ高等試験法

ヲ制定スルカ又ハ現行高等試験令第四条乃至第八条ヲ削除シ及第十六条第十七条ヲ改正スルニヨリテ之ヲ貫徹スルコトヲ得ヘシ

右及請願候也

大正十二年二月十日

右請願人

東京京橋区木挽町拾四番地

平民 受験生 池田謙太郎 (母印)

巳之助次男 明治武拾參年四月五日生

東京市芝区白金台町一ノ廿三番地

米吉三男

平民受験生 長谷川多三郎 (母印)

明治參拾武年壹月廿四日生

神田区今川小路二ノ十六朝日館

寺岡寿一 (母印)

(注記21)

〔招〕〔紹〕介議員 植原悅一郎

請願書

(注記20)

山本方 平民学生 原俊雄 (母印)

東京府下北千住町四ノ六一

小山賢道  
外百三十一名

東京府下池袋一〇四八

平民学生 樋口佳夫 (母印)

望月方 明治卅三年七月廿日生

京橋区月島西河岸通二ノ七

平民学生 萬吉五男 阿部隆幸 (母印)

明治三十三年九月十日生

東京府下日暮里町日暮里一四七

平民善三郎長男 高橋実 (母印) (加進)〔光〕(母印)

明治三十四年四月八日生

東京市麹町区三番町四三

古川源四郎方

士族 学生 西村輝明 (母印)

明治三十四年十月二七日生

東京府下西巣鴨向原三二七四

原田方

平民 学生 野田 譲 (母印)

明治三十六年十一月一日 (ママ)

衆議院議長奥繁三郎閣下

(注記22)

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>「疎」<sup>(ママ)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(糞)</sup><sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ变更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ<sup>(ママ)</sup>共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市神田区

<sup>(抹消)</sup>美土代町三ノ九小谷方

大正十二年二月廿六日

右請願人

小山賢道 <sup>印</sup>

大正拾弐年貳月廿七日

平民学生

二十五才

柏谷義三閣下

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>疎<sup>(素)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市小石川区春日町四二

大正十二年二月二十六日 原田孝一方

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 藤田寿信

印

粕谷義三閣下

平民学生 二十一才

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市本郷区東片町六十二番地

大正十二年二月 日

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 門倉音松 印

粕谷義三閣下 平民学生 二十三才

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(冀)(加筆)待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ  
ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所牛込区市谷砂土原町二丁目一番地

大正十二年二月廿六日

鍋倉方

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 原田好熊 印  
柏谷義三閣下 平民学生 二十三才

請願書

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩ニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ(疎)(加筆)志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

(抹消)(加筆)

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
(ママ)提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰ギ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市本所区縁町五丁目卅一番地

大正十二年二月二拾六日 右請願人 平民 岩下直作 印

廿五年

柏谷義三閣下

請願書

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ  
(抹消)(加筆)

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

(抹消)(加筆)

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セフ(ママ)レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ(ママ)希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所府下千住町四丁目九九二

大正十二年二月 日

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人

平民学生 安藤 龜 印

三十六才

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ  
閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ(抹消)(加筆)志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ(ママ)悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

蓋シ請願人等ノ(抹消)(加筆)待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩当ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セフ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ

以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所

大正十二年二月二十六日 東京市下谷区池端七軒町三七

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人

栗田方

平民学生 中野昇平 <sup>印</sup>

三十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令<sup>(加筆)</sup>〔期〕第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(冀)</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所本郷区西升町一二西村方

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人

平民学生 井上忠光代 (山本)

三十六才

議長柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔抹消〕〔加筆〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院二提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ママ〕〔ラ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市神田区猿楽町二ノ六

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

大正十二年二月廿六日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人

平民学生 和田伸蔵 ㊞

四十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔翼〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出<sup>(ママ)</sup>セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市芝区白金今里町一番地

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人

平民学生 本田朝知 ㊞

三十八才

柏谷義三閣下

## 二、高等試験令第八条削除

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願又

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
(ママ)

蓋シ請願人等ノ<sup>我意</sup>冀<sup>ガム</sup>期<sup>カニ</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ<sup>マム</sup>共讃<sup>ガム</sup>ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ「疎」〔抹消〕「素」〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナレ余假ト資力トニ有セヌ而カモ是等教次ノ試験ニ志セサレ可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
バ余嘗て資力ヲ三百万而ノハ是等数之ハ詔馬ニ居ニテ十月可

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
(ママ)

知ル可ラス如キハ国家試験制度本来ノ主旨ニノ慟戻スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ソ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力ヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔疎〕〔加筆〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩当ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ〔疎〕〔加筆〕〔期〕ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府下日暮里町金杉七七五

大正十二年二月廿六日

右請願人

平民学生 藤本幸一

四〇

三十六才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ襄キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔〔抹消〕〔加筆〕素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

現住所埼玉県北足立郡蕨町  
右及請願候也

大字蕨二三七番地  
大正十二年一月 日

大正拾弌年弐月廿七日  
右請願人

平民学生 奥田金藏印

衆議院議長粕谷義三閣下

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ  
閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科二関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

## 現制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ冀期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以来実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ソテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

二提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナアル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ疎<sup>(抹消)  
(加筆)</sup>志<sup>(ママ)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

請願書

謹而衆議院議長柏谷義二閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リナルハ莫シ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
(ママ)

而シテ襄キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施〔ノ〕〔ヲ〕延期

シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩当ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所神奈川県鶴見町十三十九番地

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人

平民学生 酒井定美 ㊞

三十七才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長

閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔殊〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(ママ)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ变更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ<sup>(ママ)</sup>ラレ不幸ニシテ貴族院ノ<sup>(ママ)</sup>共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市四谷区左門町

大正十二年一月 日

九十一番地

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人

平民学生 田島清太 印

二十六才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志<sup>(ママ)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

請願書

謹而衆議院議長

(ママ)

閣下ニ請願ス

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>冀<sup>(ママ)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ变更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所麴町区中六番町四九金剛洞

大正拾贰年武月廿七日

右請願人

平民學生 申 泰益 <sup>印</sup>

四十二才

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

大正十二年二月二十六日

閣下ニ訴フ所曰ク

右及請願候也

現住所麴町区中六番町四九金剛洞

大正十二年二月二十六日

右請願人

右及請願候也

蓋シ請願人等ノ〔<sup>(抹消)</sup>冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

以来実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所府下龜戸町二千四百番地十八号 大正十二年二月二十六日

大正拾式年式月廿七日

右請願人

平民学生 小林慶輔 <sup>印</sup>

五十才

閻下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔<sup>(抹消)</sup>冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ  
是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔<sup>(抹消)</sup>疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ  
加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

蓋シ請願人等ノ〔<sup>(抹消)</sup>冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所芝区愛宕町二ノ四

大正十二年二月二十六日

右請願人

平民学生 山川 渉

三十七才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拜跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔翼〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所神奈川県横浜市西戸部町

大正十二年二月十四日

御所山百十九番地

大正拾弐年貳月廿七日

右請願人

平民学生 青木三代松 <sup>(印)</sup>

二十七才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>「冀」<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨ<sup>(ママ)</sup>レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所神奈川県橋樹郡鶴見町五五二番地

大正十二年二月二十六日

大正拾貳年貳月廿七日 右請願人

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

平民学生 山口秀治 ㊞  
二十六才

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>〔疎〕〔加筆〕</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

右及請願候也

現住所東京市麻布区霞町八

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人

平民学生 小林安六郎 印

三十才

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕疎素志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

柏谷義三閣下

右及請願候也

現住所府下荏原郡平塚村戸越二四三

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年貳月廿七日

右請願人

平民学生 河内哲一 印

二十五才

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>〔疎〕〔加筆〕</sup>志<sup>(ママ)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ル及請願候也

右及請願候也 現住所東京市本郷区湯島新花町九三、香西方

大正十二年二月二十六日

右請願人

平民学生 片岡行一 <sup>印</sup>

二十九才

柏谷義三閣下

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>〔疎〕〔加筆〕</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ<sup>〔變更〕</sup>又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ<sup>(ママ)</sup>ラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可<sup>(ママ)</sup>ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自<sup>(ママ)</sup>ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可<sup>ク</sup>努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>ノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>疎<sup>(素)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>冀<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所本郷区駒込動坂町二七九

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人

平民学生 土川義光 <sup>印</sup>

二十三才

柏谷義三閣下

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
請願書

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ  
是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラ〔レ〕〔ル〕モノナリ加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閲スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閲スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定形

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ママ〕〔ラ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所浅草区森下町三三

大正十二年二月二六日  
右請願人

平民学生 鄭間丘陽 印  
二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラ〔ママ〕レモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
（ママ）

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
（ママ）

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
（ママ）  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府豊多摩郡

大正十二年二月 日 滑谷町大字下滑谷五九三番地

大正拾弐年式月廿七日 右請願人

平民学生 有木庸雄 印

二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

平民学生 松岡武四郎 印

二十七才

柏谷義三閣下

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(扶消)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル条規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市本所区横網町一ノ八

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(扶消)</sup><sup>(加筆)</sup>殊<sup>(ママ)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

請願書

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ソテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所麴町区上六番町二五番地 水府館内

〔<sup>抹消</sup>大正十二年二月 旦〕

右請願人 平民学生 母利佳雄 ⑩  
二十五才

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

閣下ニ訴フ所曰ク

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以来実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

〔大正十二年二月 日〕大正拾弐年弐月廿七日

右請願人

現住所府下千駄ヶ谷八八一

閣下ニ訴フ所曰ク

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

柏谷義三閣下

平民学生 上田末吉 ㊞

二十四才

一、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以来実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

請願書

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

至ルノミニナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市麹町区平河町

大正十二年二月二十日 三丁目五番地早川萬吉方

〔扶消加筆〕  
〔注記23〕 大正拾弐年貳月廿七日 右請願人

平民学生 森繁太郎 ㊞

二十四才

閣下ニ訴フ所曰ク  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔翼〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ  
ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ  
リ大ナルハ莫シ  
謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ  
一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又  
二、高等試験令第八条削除  
蓋シ請願人等ノ〔翼〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ  
ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年  
以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ  
尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候

現住所東京市芝南佐久間町一ノ一

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人

平民学生 田金 茂<sup>印</sup>

二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ<sup>(扶消)</sup>疎<sup>(加草)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(扶消)</sup>冀<sup>(加草)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ソテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

〔<sup>(株)大正十二年二月日)</sup>大正拾弐年弐月廿七日 六十一番地 現住所東京市牛込区櫻町

右請願人

平民学生 赤城 茂 <sup>印</sup>

二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍々一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔<sup>(株)加筆</sup>〕〔<sup>(株)素</sup>〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔<sup>(株)加筆</sup>〕〔<sup>(株)期</sup>〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市小石川区林町六三

[大正十二年二月 日] 大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 柳原順道 ㊞

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

右及請願候也 現住所神奈川県三浦郡逗子町千七十二番地

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 鈴木清蒸 ㊞

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

## 請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拜跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

謹而衆議院議長  
(ママ)

閣下ニ請願ス

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナリ大ナルハ莫シ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ママ〕〔ラ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府豊多摩郡渋谷町

大正十二年二月日

下渋谷四九三赤崎等方

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 荒川操六 ㊞

平民学生 二十四才

粕谷義三閣下

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ正ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加進〕〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施〔ママ〕ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除  
蓋シ請願人等ノ〔抹消〕〔加進〕〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰ギ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ママ〕〔ラ〕制定シ以テ請願人等ノ〔ママ〕希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京素原宿二〇九

大正十二年一月二十六日

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 学生 田口長播 印  
平民 二十六才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレ〔タル〕モノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ国家試験制度本来ノ主旨ニ〔ノ〕悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施〔ノ〕〔ヲ〕延期

シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其实施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的〔ノ部分〕ニモ副フ所ナ

リ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ〔ヲ〕〔ラ〕レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル

法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願ク

ハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案

〔ラ〕〔ヲ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府下千駄ヶ谷町四九一

大正十二年二月二十六日 右請願人 石原勘右エ門 印

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

中央大学史資料集 第14集 正誤表をご確認ください

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル

所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下大久保百人町

大正十二年二月 日

百四十七番地

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人〔永〕永井春男  
抹消・訂正⑩

平民学生 二十七才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス國家人物經濟上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

謹而衆議院議長  
（ママ）  
閣下ニ請願ス

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲国ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

現住所麹町区上六番町四六

大正十二年二月二十六日

右請願人 久高朝清 (印)

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル条規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲国ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

現住所麹町区上六番町四六

大正十二年二月二十六日

右請願人 久高朝清 (印)

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市麹町区花園町二ノ一二

大正十二年二月二十六日

右請願人 青砥 通<sup>(印)</sup>

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

閣下ニ訴フ所曰ク

蓋シ請願人等ノ<sup>(扶消)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(ママ)</sup>期<sup>(ママ)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ實施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(扶消)</sup><sup>(加筆)</sup>疎<sup>(ママ)</sup>志<sup>(ママ)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希望ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市麻布区

大正十二年二月 日

新広尾町三ノ一四九

右請願人 森澤 厚<sup>印</sup>  
平民学生 二十三才

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル規定ノ実施ノ<sup>(ママ)</sup>延期シ以テ以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ<sup>(ママ)</sup>変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup>疎<sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ<sup>(ママ)</sup>延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市芝区白金台町

大正十二年二月二十六日

一ノ三十一石龜方

大正拾貳年貳月廿七日

右請願人 竹垣 徹 ㊞

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

閣下ニ訴フ所曰ク

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔襄〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ラ〕〔マ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府北豊島郡王子町

大正十二年二月 日 大字王子千貳百四拾六番地

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人  
中島忠雄  
印

平民学生 一十四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長

抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
(ママ)

見ルニリ等開ニ附シ可シノハ用以一言  
傳シ

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ  
〔抹消〕〔加筆〕〔ママ〕

カル是等ノ学徒ノ一方ニ藉口ノ遂ニ求ノ居ルカタノ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所日ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

充制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ  
〔抹消〕  
〔加筆〕  
期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止變更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ變更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受驗生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ラ<sup>(ママ)</sup>制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廢スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府南葛飾郡向島

大正十二年一月日

寺島村 三四〇

大正拾三年三月廿七日  
右請願人 謝野政一

閣下

請  
願  
書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>疎<sup>(素)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>ノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>冀<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所神田区錦町壱丁目壱番地

大正十二年二月 日

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 河合 浩 <sup>㊞</sup>

平民学生 二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス <sup>(ママ)</sup>

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ  
ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル条規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下中野本郷五四

大正十二年一月廿六日

右請願人 小林正夫 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス <sup>(ママ)</sup>

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ソテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

現住所東京府北豊島郡尾久村  
右及請願候也

大正十二年二月廿六日 大字上尾久一、〇〇〇  
大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 渡部繁印

平民学生 二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔株消〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

柏谷義三閣下

平民学生 二十五才

請願書

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

現住所小石川区音羽町五丁目

閣下ニ訴フ所曰ク

大正十二年二月 日

右請願人 森山 實印

(ママ) 現制度ノ実施ノ延期シ以テ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

中央大学史資料集 第14集

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止變更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ變更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

現住所東京市外高田町大字高田三四五

〔大正十二年一月 日〕大正拾弐年貳月廿七日

右請願人 香椎 嶽 ㊞

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止變更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ  
尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府荏原郡南品川三ツ木

大正十二年二月二十六日 九四六

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 平民 財間 栄 (押印)

学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ(株消)(加筆)志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(株消)(加筆)冀(ママ)期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所府下池袋三家二三九三

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 河野忠雄 ㊞

平民学生 二十七才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍々一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(株道)</sup>志<sup>(加筆)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup>〔冀〕<sup>(加筆)</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市外千駄ヶ谷町八五三

大正十二年二月廿四 右請願人 大脇方

大正拾弐年式月廿七日 平民学生 永野兼重 (印)

平民学生 二十九才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)  
(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令第八条削除  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)  
(加筆)</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闊スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ<sup>(ママ)</sup>制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所牛込区山吹町二百五十三番地

<sup>(抹消)</sup>〔大正十二年二月 日〕大正拾弐年式月廿七日

右請願人 龜岡光治 (印)

平民学生 二十六才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃<sup>(ママ)</sup>ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下大久保、百人町一九八

大正十二年二月廿四日

大村喜一郎方

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 大村英一

平民学生 二十三才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)〔加筆〕</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)〔加筆〕</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル規定ハ大正七年  
以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定シ  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ  
以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市青山穂田九

大正十二年二月廿四日

大正十二年式月廿七日

右請願人 浪川新太郎

印

平民学生 二十七才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止更迭ハ却ツテ覆轍

リ大ナルハ莫シ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス國家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市神田区田代町三

大正十二年二月廿七日

右請願人 岡田謙二

印

平民学生 二十一才

柏谷議長閣下

請願書

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル條規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府下高田町雜司ヶ谷水久保一五〇

大正十一年二月 日

大正拾式年式月廿七日

右請願人 鮎東十三 印

平民學生 二十三才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ变更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲国ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所神田区錦町三丁目七番地  
大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日

右請願人 加茂孝平 ㊞

平民学生 二十〔四〕〔五〕才

柏谷義三閣下

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所東京麹町区中六番町四十九番地 大正十二年二月二十六日  
大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 金 昌座 ㊞ ㊞  
平民学生 二十七才 柏谷義三閣下

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所東京麹町区中六番町四十九番地 大正十二年二月二十六日  
大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 金 昌座 ㊞ ㊞  
平民学生 二十七才 柏谷義三閣下

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

リ大ナルハ莫シ

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ  
尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所牛込区山吹町二二〇富田方  
大正十二年二月 日

右請願人 久保田文雄 印  
平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔抹消〕〔加筆〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ、覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ、施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ  
以テ請願人等ノ希待<sup>(ママ)</sup>ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所浅草区松葉町八番地

大正十二年一月 日

右請願人 中澤久三郎 ㊞

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍々一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(株消)</sup><sup>(加筆)</sup>志<sup>(素)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待<sup>(ママ)</sup>ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

右及請願候也 現住所東京市麹町区飯田町四二山岸方

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

ノ

大正十二年二月廿五日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 和田初意 印

平民学生 二十七才

柏谷義三閣下

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ「冀」期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スンテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力サラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市麹町区紀尾井町六

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 土屋眞次郎 印

平民学生 二十五才

閣下

謹而衆議院議長 (ママ) 閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ  
是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ疎(加筆)志素志ヲ阻害セラレモノナリ  
加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

## 請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>疎<sup>(素)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本末ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>冀<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナリ大ナルハ莫シ

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

右及請願候也 現住所東京市神田区三崎町三丁目壱番地

大正十二年二月二十六日 多田隼之助方

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 後藤政歲 印

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院<sup>(ママ)</sup>ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市本所区松井町三ノ五

大正十二年二月二十六日

右請願人学生 中山新一 <sup>印</sup>

平民 二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ  
 (抹消) 加筆

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
 尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下池袋本村二七三

大正十二年一月二十六日

鈴木方

大正拾弐年式月廿七日

右請願人 下倉行栄 (印)

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

大正拾弐年式月廿七日

右請願人 永山義勇 印

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ<sup>(ママ)</sup>延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(ママ)</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以来実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ<sup>(ママ)</sup>制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市麹町区飯田町五ノ三六

大正十二年二月廿三日

富久館

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(ママ)</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ



以来実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

大正拾弐年式月廿七日

右請願人 濱野 昇 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

衆議院議長

柏谷 <sup>(ママ)</sup> 閣下

二、高等試験令第八条削除

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

閣下ニ訴フ所曰ク

蓋シ請願人等ノ<sup>(株)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup>志<sup>(加筆)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ應セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

謹而衆議院議長柏谷義二閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所東京市神田区駿河台南甲賀町一八  
大正十二年二月 日 明治館内

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 井戸 福 <sup>印</sup>

平民学生 二十四才

衆議院議長

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府豊多摩郡落合村

大正十二年二月二十四日

字下落合五〇五

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 山本忠造 <sup>印</sup>

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>抹消</sup><sub>加筆</sub>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ<sup>(ママ)</sup>延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sub>冀</sub>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市深川区木橋町二番地

大正十二年二月二十六日

右請願人 橋田 熱 <sup>印</sup>

平民学生 二十三才

粕谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除  
蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閔スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閔スル規定ノ実施ノ延期<sup>(ママ)</sup>ン以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閔スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市芝区南佐久間町一丁目

大正十二年二月二十六日 一番地玉村方

大正十二年二月二十七日 右請願人 大堀清次郎 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷<sup>(ママ)</sup> 閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)<sup>(加筆)</sup></sup>疎<sup>(ママ)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拜跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)<sup>(加筆)</sup></sup>冀<sup>(ママ)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナリ大ナルハ莫シ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可<sup>(ママ)</sup>ク努力セラレンコトヲ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市外原宿二三一

大正十二年二月 日

松原方

大正拾弐年貳月廿七日

右請願人 中村森茂 <sup>㊞</sup>

平民学生 二十二才

粕谷義三閣下

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年  
以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ソテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰ギ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所牛込区通寺町七三

〔大正十二年二月 日〕大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 田邊信一 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ  
〔抹消〕〔加筆〕

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

大正十二年二月二十六日

現住所東京市本郷区

妻恋町十小野方

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 今井兼善 印

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

平民学生 二十三才

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

粕谷義三閣下

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閔スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又  
二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閔スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

二二九

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 藤澤儀角 印

平民学生 二十七才

衆議院議長

柏谷義三閣下

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
 知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
 ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
 茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消)冀(ママ)待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以来実施セ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セ(ママ)レ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下荏原郡目黒村

大正十二年二月二十六日 下目黒三五九

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
請願書

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ(抹消)疎(ママ)志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消)〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル条規ハ大正七年

以來実施セ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セ(ママ)レ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府豊多摩郡野方村

大正十二年二月 日

宇新井六六一

右請願人

吉田龜五郎

㊞

平民学生

二十五才

柏谷義三閣下

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可(ママ)ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ(抹消)〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消)〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所府下豊多摩郡井荻村

大正十二年二月廿六日

宇井草九

大正拾弐年貳月廿七日

右請願人 橋本龜雄 ㊞

平民学生 廿二才

柏谷義三議長閣下

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ「冀」<sup>(株道)</sup>「期」<sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

請願書

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>「素」志ヲ阻害セラレモノナリ  
加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セヌ而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク  
(マ) 一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又  
(マ) 二、高等試験令第八条削除  
蓋シ請願人等ノ「冀」<sup>(株道)</sup>「期」<sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所神田区表猿楽町二番地

大正十二年二月 日

右請願人 藤本 熱 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔<sup>抹消</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル規定ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔<sup>抹消</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

蓋シ請願人等ノ〔<sup>抹消</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル規定ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市下谷区桜木町三六

大正十二年二月二十六日

右請願人 蜂谷次郎 (印)

平民学生 廿三才

柏谷義三閣下

### 請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニテ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ(抹消) (加筆)志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消) (加筆)冀(ママ)期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市京橋区銀座尾張六一ノ三

大正十二年二月廿六日 牧野質店營業部

大正拾弐年月廿七日

右請願人 林 正一 印

平民学生 二十四才

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔抹消〕〔加筆〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ〔ママー〕希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廢スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下淀橋町角筈

大正十二年二月 日 弐百八十六番地矢田方

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 田口壽治 印

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

閣下ニ訴所曰ク

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ(抹消)加筆〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消)加筆〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩当ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レバ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ラ)制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市芝区南佐久間町

大正十二年二月 日

二ノ一四

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 山本 博 印

平民学生 二十五才

粕谷議長閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ

蓋シ請願人等ノ(抹消)加筆〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩当ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年  
以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所本郷区湯島同朋町六

大正十二年二月廿七日

右請願人 星野亀三郎

平民学生 二十四才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ国家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ<sup>(ママ)</sup>延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(株道)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(ママ)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市下谷区仲<sup>(ママ)</sup>徒町一ノ四七

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 大串竹一 <sup>(印)</sup>

平民学生 平民學生 二十五才

柏谷義三閣下

### 請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(株道)</sup><sup>(加筆)</sup>志<sup>(ママ)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

柏谷義三閣下

平民学生 二十四才

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ「冀」<sup>(株道)</sup>「期」<sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所浅草区森下町三三一

大正十二年二月二十六日

大正十二年二月廿七日 右請願人

郷間準四郎

印

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ「珠」<sup>(株道)</sup>「素」志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラスス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

## 現制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試驗令第八条削除

蓋シ請願人等ノ冀期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(マナ)</sup>ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
志<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待<sup>(ママ)</sup>ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

加ブル是等ノ学徒ハ一方ニ糊ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

右及請願候也

現住所東京府下三河島町

大正十二年二月二十六日

八百三番地

大正拾弐年弐月廿七日  
右請願人 長町武治  
平民学生 廿二才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下二請願又

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ  
尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所神田区南神保町五

大正十二年二月二十六日

東京市〔訂正印〕  
〔抹消〕小石川久堅町

右請願人 渡辺 要

〔印〕

平民学生 二十六才

柏谷義三閣下

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔〔抹消〕〔加筆〕〕既ニ待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年  
以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ學校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔〔抹消〕〔加筆〕〕疎〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ學徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ應セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拜跪坐シテ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戶開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市芝区南佐久間町弐丁目十七番地

<sup>(注記24)</sup> 大正十二年二月式拾<sup>(抹消)</sup>〔四〕日

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 平井真澄 <sup>(印)</sup>

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

一、高等試験令第八条削除

現制度ノ留保ヲ期ス又

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup>〔疎〕<sup>(加筆)</sup>〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup>〔冀〕<sup>(加筆)</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市牛込区矢来町八番地

大正十二年二月 日

右請願人 七邊正夫 <sup>印</sup>

平民学生 二十二才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(株消加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup>冀<sup>(加筆)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府下青山南七丁目三番地壱号

大正十二年二月二十六日

大正十二年二月廿七日 右請願人 菅野清四郎 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

議長

柏谷義三閣下

## 現制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sub>(加筆)</sub>「期」待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sub>(加筆)</sub>〔疎〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

柏谷義三閣下

右及請願候也 現住所東京府北豊島郡瀧野川町

大正十二年二月一日 大字西ヶ原五五七  
右請願人 齋藤喜象 <sup>(印)</sup>

平民学生 二十五才

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

請願書

抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本末ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ラ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市牛込区

(注記25) 大正十二年一月廿四日 赤城下町十八番地

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人

学生

牧野泰三

廿四年

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力ヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府下上戸塚三七九番地

大正十二年二月二十四日

右請願人 李 敬根 (印)

平民学生 二十三才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

(ママ)ノニシテ茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止更迭スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其实施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市麻布区飯倉四丁目

大正十二年二月廿七日

六番地

右請願人 中條政好

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

ノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ  
〔抹消〕〔加筆〕

睦而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開  
放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

ル所以ノモノハ既ニ行政科外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ  
(抹消) (加筆)

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廢スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所横浜市青木町軽井沢一三七

大正十二年二月二十六日

右請願人  
井上 勇  
印

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

## 現制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔抹消〔加筆〕〕期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ變更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所東京府下南品川町三ツ木八九〇  
大正十二年二月二十五日

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 福田 博 印  
平民学生 二十二才  
柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ實施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ學校ニ通學スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〔加筆〕〕素志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ學徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔抹消〔加筆〕〕期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市小石川区下富坂町一九

大正十二年二月一日 中馬方

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 江本郁郎 ㊞

平民学生 二十五才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍々一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔疎〕〔素〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所京橋区岡崎町一ノ廿八

大正十二年二月 日

大正拾貳年貳月廿七日 右請願人 山本榮一 <sup>印</sup>

平民学生 廿六才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ抑キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所府下荏原郡蒲田町御園三五二

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 若原哲視 <sup>印</sup>

柏谷義三閣下

平民学生 二十四才

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔〔<sup>抹消</sup>〔<sup>加筆</sup>〕〕期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ此シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔<sup>ラ</sup>〕制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所麻布区飯倉町五丁目卅六番地  
大正十二年二月廿四日 山崎方

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 池田忠兵衛 <sup>印</sup>

平民学生 廿三才  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拜跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除<sup>(抹消)加筆</sup>

蓋シ請願人等ノ<sup>(冀)</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

リ大ナルハ莫シ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル規定ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ抑キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市神田区表猿樂町四番地

大正十二年二月 日 山崎方

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 福田忠治 <sup>(印)</sup>  
平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ閑スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閑スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七回帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰ギ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也 現住所東京市神田区西福田町二  
大正十二年二月廿七日 右請願人 小杉貞一 (印)  
平民学生 二十七才  
柏谷義三閣下  
謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ  
是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ国家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ国家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ

以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所神田区西福田町二番地

大正十二年二月廿七日 右請願人 山本與三治郎 印

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

大正拾弐年弐月廿七日

右請願人 桧垣長雄 ㊞

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
 知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
 茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ閲スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ閲スル條規ハ大正七年

以来実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ<sup>(ママ)</sup>レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市深川区元加賀町

大正十二年二月 日

七番地

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

現住所東京市深川区元加賀町

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

大正十二年二月 日

七番地

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

右及請願候也

現住所東京市深川区元加賀町

茲ニ於テ請願人等再拝跪

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消)〔糞〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以来実施セ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セ(ママ)レ不幸ニシテ貴族院ノ(ママ)共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ

以テ請願人等ノ(ママ)希侍ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下大井町字立會六四七

大正十二年二月 日

右請願人 甲斐浩三 (印)

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ(抹消)〔糞〕〔期〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(抹消)〔糞〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年

以来実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市小石川区西江戸川三

大正十二年二月二十四日

添田増男方

右請願人　山本義孝　㊞

平民学生　廿八才

粕谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ

見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施〔ママ〕延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔抹消〕〔加筆〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院

ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下淀橋町柏木八式五

大正十二年二月二十六日

右請願人 河合龜太郎 <sup>(印)</sup>

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup>志<sup>(加筆)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セヲレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヲレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所麴町区飯田町一丁目九番地

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 若原團市 <sup>印</sup>

平民学生 廿七才

粕谷義三閣下

### 請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ

知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

### 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ<sup>(ママ)</sup>制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市神田区今川小路二丁目十五

大正十二年二月二十四日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 梁熙發 <sup>印</sup>

壽館

平民学生 二十三才

現制度ノ留保ヲ期ス又

柏谷義三閣下

二、高等試験令第八条削除

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)ノ延期シ以テ

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

蓋シ請願人等ノ〔疎〕〔加筆〕期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ(ママ)レ不幸ニシテ貴族院ノ(ママ)共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所下谷区谷中上三崎南町

大正十二年二月 日 四拾四番地

大正拾弐年貳月廿七日

右請願人 日笠 繁 印

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本來ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス  
抑モ国家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ  
是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讐ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰ギ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ラ〕制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市日本橋区本二ノ十三

大正十二年二月二十一〔四〕〔六〕日

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 光松清十郎 印  
平 民 学 生 廿六才

議長 柏谷義三閣下

中央大学史資料集 第14集 正誤表をご確認ください

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案〔ラ〕制定シ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京府西巣鴨町宮仲

大正十二年二月 日 三六一番地岡田方

大正拾弐年武月廿七日 右請願人 橫山 豊 ㊞

平民学生 二十四才

柏谷義三閣下

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ



ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

柏谷義三閣下

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ソテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市神田区三崎町三ノ一

大正十二年二月 日

大正拾弐年貳月廿七日

右請願人 阿部 装治 ㊞

平民学生 二十六才

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

現制度ノ留保ヲ期ス又

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ「冀」<sup>(抹消)</sup>「期」<sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議會ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス  
右及請願候也

現住所東京市芝区南佐久間町一ノ三

大正十二年二月 日

木村ツル方

大正拾式年式月廿七日

右請願人　若林　茂　印

平民学生

廿四才

柏谷議長閣下

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ「冀」<sup>(抹消)</sup>「期」<sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ

徒ラニ向上ノ疎<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ  
閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ「冀」<sup>(抹消)</sup>「期」<sup>(加筆)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ<sup>(抹消)〔加筆〕</sup>〔ラ〕レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃<sup>(ママ)</sup>ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(抹消)〔加筆〕</sup>〔ラ〕定制シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

大正十二年二月二十六日

現住所東京府下大崎町居木橋二三八

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス國家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ學校ニ通學スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)〔加筆〕</sup>〔疎〕<sup>(素)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ學徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

大正拾弐年式月廿七日 右請願人 鬼形六七八 ㊞

平民学生 二十五才

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)〔加筆〕</sup>〔義〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其實施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ<sup>(ママ)</sup>〔ラ〕レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃<sup>(ママ)</sup>ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市本所区押町二〇一

大正十二年二月二十六日

鈴木方

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 森田耕作 <sup>印</sup>

平民学生 廿四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>〔抹消〕〔加筆〕</sup>〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市四谷区霞ヶ丘町三七

大正十二年二月二十四日

荒井方

大正拾貳年貳月廿七日

右請願人 棚瀬正陸 <sup>印</sup>

平民学生 二十三才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志<sup>(ママ)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也  
茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施<sup>(ママ)</sup>ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市小石川区

大正十二年二月廿六日 館差町三十四

大正拾貳年貳月廿七日 右請願人 稲沢吉次 <sup>印</sup>

平民学生 二十五才

柏谷義三閣下

## 二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闋スル條規ハ大正七年

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニテ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔株道加進〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齎スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闋スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

右及請願候也 現住所東京市牛込区市ヶ谷田町一ノ一

大正十二年二月廿六日

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 小久保三治郎 印

平民学生 廿三才

柏谷義三閣下

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ  
其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以  
テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナ  
ル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可  
ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ  
現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)加筆</sup>〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年  
以来実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍  
ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的  
易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セ<sup>(ママ)</sup>レ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所埼玉県北足郡大宮町

大正十二年二月廿四日

宮町三七四七、相川玉方

大正拾弐年式月廿七日

右請願人 黒須彌三郎 ㊞

平民学生 二十四才

衆議院議長 紹谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長紹谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ

其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也  
現住所東京市外西大久保一三六  
大正十二年二月一日

大正拾弐年弐月廿七日  
右請願人 堀憲三郎

願人堀憲三郎印

柏谷義三閣下

閣下ニ訴フ所曰ク

ラストセンカ徒ヲニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ  
ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ  
至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ  
知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ  
ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也(ママ)

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

蓋シ請願人等ノ〔冀〕我國〔期〕我國待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セヨレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍(ママ)

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル  
カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セヨラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定

謹而衆議院議長柏谷義三閣下二請願又  
請願書

放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ  
抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ  
見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(マニ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ  
徒ラニ向上ノ〔疎<sup>(抹消)</sup>〔素<sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等数次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ

知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモ

ノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施(ママ)延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ(冀)(期)待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セ(ママ)レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル方故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ(ママ)レ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案(ママ)ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下大崎町桐ヶ谷六二二

大正十二年二月廿六日

(加筆)  
〔平民学生〕

大正拾弐年武月廿七日 右請願人

(受験生)小林 實印

明治廿一年四月廿四日生

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長(ママ)閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ(疎)(加筆)志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

請願書

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年

以来実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

力故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝國議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讀ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所

大正十二年二月 日 東京府下三河島三四〇四磯方

大正拾貳年貳月廿七日 右請願人 平田善之介 印

平民学生 二十二才

(ママ)

閣下

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社會政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサル

カ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ

形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市芝区西久保按川町二

大正十二年二月二十四日

大正拾弐年式月廿七日　右請願人　大西洋三郎　㊞

平民学生　廿四才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨ

リ大ナルハ莫シ

是レハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル条規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的

易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ  
尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院  
ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ  
形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定  
ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自  
ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市神田区表猿楽町廿五

大正十二年二月二十六日

大正拾弐年貳月廿七日 右請願人 小野寺徳一 ㊞

衆議院議長 柏谷義藏閣下

平民学生 二十二才

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍々一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス  
而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以

テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔抹消〕〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社會政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ闕スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔冀〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ闕スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ソテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得スシテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自

ヲ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ラ制定シ  
以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ  
尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ  
目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也 現住所東京市下谷区谷中三崎町五七、堤方

大正十二年一月 日

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 小野徳三 ㊞  
平民学生 二十三才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物経済上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニテ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ〔疎〕〔加筆〕〔素〕志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス斯如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ〔株消〕〔加筆〕〔期〕待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩当ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止变更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ラ制定シ以テ請願人等ノ希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

右及請願候也

現住所東京市麹町区麹町二ノ六

大正十二年二月 日

右請願人 松井藤一 ㊞

平民学生 二十四才

閣下ニ訴フ所曰ク

大正拾弐年式月廿七日

一、高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長柏谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(株消)</sup><sup>(加筆)</sup>志ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニ

ハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ

至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニノ悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(扶消)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(期)</sup>待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ関スル條規ハ大正七年以來実施セラレツ、アリ故ニ之ヲ廢止<sup>(ママ)</sup>变更スルハ却ツテ覆轍

ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ<sup>(ママ)</sup>変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚願レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自<sup>(ママ)</sup>ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案ヲ<sup>(ママ)</sup>制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京府下巣鴨町二ノ一三

大正十二年二月 日

大正拾弐年式月廿七日

右請願人 中島健治 ㊞

平民学生 二十六才

柏谷義三閣下

請願書

謹而衆議院議長粕谷義三閣下ニ請願ス

抑モ國家試験ノ要諦ハ人材登用ニ在リ而シテ此事タル門戸開放遍ク一般的ニ其材ヲ輯メ適材ヲシテ其適所ヲ得セシムルヨリ大ナルハ莫シ

是レ一ハ社会政策上緊要ナルノミナラス国家人物經濟上ヨリ見ルモ亦等閑ニ附ス可<sup>(ママ)</sup>ラナル所以ナリト信ス

而シテ曩キニ大正七年ニ実施セラレタル高等試験令ハ徒ラニ其資格ヲ限定シ資格試験予備試験等ノ無用ナル階段ヲ設ケ以テ正規ノ学校ニ通学スル能ハサル中產階級以下ノ子弟ヲ以テ徒ラニ向上ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>志<sup>(ママ)</sup>ヲ阻害セラレモノナリ

加フル是等ノ学徒ハ一方ニ糊口ノ途ヲ求メ居ルカタメ充分ナル余暇ト資力トヲ有セス而カモ是等數次ノ試験ニ応セサル可

ラストセンカ徒ラニ其精力ヲ消耗シ而カモ其得ル所ナク意ニハ有為ノ青年ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシメ其身ヲ誤ラシムルニ至ルノミナラス社会政策上亦憂フ可キ現象ヲ齋スコトアルヤ知ル可ラス如キハ國家試験制度本来ノ主旨ニ<sup>(ママ)</sup>悖戾スルモノニシテ國家ノ人材ヲ俟ツ所以ニ在ラサル也

茲ニ於テ請願人等再拝跪坐シテ

閣下ニ訴フ所曰ク

一、高等試験令中司法科ニ關スル規定ノ実施ノ延期シ以テ

現制度ノ留保ヲ期ス又

二、高等試験令第八条削除

蓋シ請願人等ノ<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>冀<sup>(ママ)</sup>期待スル所ハ最モ合理的ニシテ穩當ナ

ル所以ノモノハ既ニ行政科、外交科ニ關スル條規ハ大正七年以來実施セ<sup>(ママ)</sup>レツ、アリ故ニ之ヲ廢止変更スルハ却ツテ覆轍ノ感アリ然ルニ司法科ノ部分ハ未タ其実施ノ運ヒニ至ラサルカ故ニ施行前ニ之ヲ変更又ハ延期スルハ前者ニ比シテ比較的易々タルモノトス且吾人受験生ノ目的ノ部分ニモ副フ所ナリ

尚顧レハ第三十七帝国議会ニ於テ既ニ高等試験法案ノ衆議院ニ提出セ<sup>(ママ)</sup>ラレ不幸ニシテ貴族院ノ共讃ヲ得シテ茲ニ命令ノ形式ヲ以テ公布セラル、ニ至リタリ立憲國ニ於ケル法規制定ノ原則ハ法律ニヨラサル可ラス茲ニ於テカ仰キ願クハ政府自ラ請願人等ノ苦衷ヲ洞察セラレ右趣旨ノ改正法律案<sup>(ママ)</sup>ラ制定シ以テ請願人等ノ<sup>(ママ)</sup>希<sup>(ママ)</sup>待ニ副フ可ク努力セラレンコトヲ

尚右趣旨ハ高等試験令第八条ヲ撤廃スルニアリテ其大部分ノ目的ヲ達シ得ルモノナリト信ス

右及請願候也

現住所東京市四谷区舟町六十一

大正十二年二月二十六日

平民

大正拾弐年弐月廿七日 右請願人 学生 長谷川健次郎

印

三十三歳

粕谷義三閣下

(注記1)  
〔長谷川印〕

(注記2)  
〔加筆・朱書〕  
〔衆乙二三九〕

- (注記3) 「済」
- (注記4) (朱九)  
「〔○〕」
- (注記5) 「大正十二年一月十七日提出／請願第一四二九号」
- (注記6) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九」
- (注記7) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九 五冊ノ内」
- (注記8) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九」
- (注記9) 「〔高等試験委員〕」
- (注記10) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九 五冊ノ内」
- (注記11) (朱九)  
「〔○〕」
- (注記12) 「大正十二年一月十日提出／請願第一四二八号」
- (注記13) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九 五冊ノ内」
- (注記14) (朱九)  
「〔○〕」
- (注記15) 「大正十二年一月十日提出／請願第一四二〇号」
- (注記16) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九 五冊ノ内」
- (注記17) (朱九)  
「〔○〕」
- (注記18) 「大正十二年一月十日提出／請願第一四一九号」
- (注記19) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二三九 五冊ノ内」
- (注記20) (朱九)  
「〔○〕」
- (注記21) 「大正十二年一月二十七日提出／請願第一二七二号」
- (注記22) (加筆・朱書)  
「〔衆乙〕二四〇」
- (注記23) (森)  
「〔印〕老字訂正」
- (注記24) (平井)  
「〔印〕老字訂正」
- (注記25) (牧野)  
「〔印〕(訂正印)
- (注記26) (光松)  
「〔印〕(訂正印)
- (注記27) (菊池)  
「〔印〕(訂正印)
- (注記28) (印)  
「〔印〕(訂正印)
- 〔大正十二年 公文雜纂  
2A, 14, 1670 請願会一 帝國議會二 卷十五〕